# 勤勞所得と個人業主所得

― その分配道民所得にやける問題 -

長谷部亮

關係が逆になり、二十三年度及び二十四年度分に關し發表された結果(第一表B)についてみると、勤勞所得 殆んど (九五%以上)を占め、 業主所得をはるかに超えている。いま他縣について得られる資料から、この關係における數字を抽出すれば第一表C であつたろうか。 いうことになる。これは如何なる理由にもとずくものであろうか。又この結果を導き出した推計は果して妥當なもの のごとくなるが、 分配國民所得の構成における戰後の特色は、第一表Aにみるごとく、勤勞所得と個人業主所得との二項目が全體の(1) いずれも全國と趣きを同じくしており、ひとり北海道のみがこれらとは異なる特徴を有していると かつ後者が前者を凌駕しているということである。ところが、北海道においてはこ ごが個人

三頁第一表による。二十四・二十五年度は、「東洋經濟統計月報」第十一卷六號、二〇頁第一表でによる。 二十一年度より二十三年度までは、統計研究會「一九四六―一九四九上、戰后日本の國民所得」昭和二十五年七月(謄寫印刷)、

經濟安定本部監修「經濟月報」第二十三集、 『戰后分配國民所得の推移』一二―一三頁参照。 なお同書一二頁第四表では、昭

勤勞所得と個人業主所得

(第一表 A)

### (單位億圓)

|     | 年及び<br>年 度 | 分配所得總額          | 勤勞所得(同比率)      | 個人業主所得<br>(同 比 率) |
|-----|------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 全 國 | 21年度       | 3,789           | 1 <b>,2</b> 09 | 2,467             |
|     |            |                 | (31.9)         | (65.1)            |
|     | 22年度       | 11,287          | 4,005          | 7,143             |
|     | , ,        |                 | (35.5)         | (63.3)            |
|     | 23年度       | 21,645          | 9,775          | 11,239            |
| ·   |            |                 | (45.1)         | (51.9)            |
|     | 24年度       | 30 <b>,</b> 072 | 12,760         | 14,693            |
|     |            |                 | (42.4)         | (48.9)            |
|     | 25年度       | 34,640          | 14,890         | 16,580            |
|     |            |                 | (43.0)         | (47.9)            |

| (同 | E | <b>B</b> ) |      | •       |         | (單位百萬圓) |
|----|---|------------|------|---------|---------|---------|
| 北  | 海 | 道          | 23年度 | 130,862 | 67,512  | 60,991  |
|    |   |            |      |         | (51.60) | (46.60) |
|    |   |            | 24年度 | 170,472 | 92,862  | 73,449  |
|    |   |            |      | •       | (54.47) | (43.10) |

| 同 | C  | ) |      |        |        | (單位百萬圓)        |
|---|----|---|------|--------|--------|----------------|
| 青 | 森  | 縣 | 23 年 | 21,713 | 9,416  | 12,088         |
|   |    |   |      | .•     | (43.4) | (55.7)         |
|   |    |   | 24年  | 31,364 | 12,180 | 18,743         |
|   |    |   | ·    |        | (38.8) | (59.8 <b>)</b> |
| 宮 | 城  | 縣 | 23年  | 27,789 |        |                |
|   |    |   |      |        | (42.6) | (62.2)         |
|   | į. |   | 24年  | 41,355 | 18,983 | 20,551         |
|   | •  |   |      |        | (46.0) | (49.7)         |
|   |    |   | 25年  | 47,290 | 20,964 | 23,204         |
|   |    |   | į    |        | (44.3) | (49.0)         |
| 秋 | 田  | 縣 | 24年  | 33,480 | 12,448 | 20,520         |
|   |    |   |      |        | (37.2) | (61.3)         |
| Щ | 形  | 縣 | 24年  | 29,092 | 12,700 | 15,764         |

和九一十一年平均をもつて戰前を代表させ、戰后との比較を試みている。これによると、戰前は勤勞所得

前記三八・三%と對比さるべきものは、

Œ

|   |   |   |     |        |                                       | ( 31 )   |
|---|---|---|-----|--------|---------------------------------------|----------|
| i |   |   | 1 1 |        | (43.7)                                | . (54.2) |
| 福 | 島 | 縣 | 24年 | 48,381 | 17,732                                | 28,532   |
|   |   |   |     | ^      | (36.7)                                | (59.0)   |
| 新 | 潟 | 縣 | 24年 | 56,103 | 20,316                                | 33,439   |
|   |   |   |     |        | (36.2)                                | (59.7)   |
|   |   | 7 |     |        | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | <b>'</b> |

3 の后改訂されているのであろう。 ては、 宮城縣は、 月、六頁 確には、 これに該當するものは個人業主所得中に一括されているから、 八%となっており、 折り込み第二表による。 三八・三%、 二十三年度分は今回訂正になったものであるが、 青森縣は、 農林水産業以外の個人業主所得一九・〇%である。 個人業主所得三四,九%、ただし戰前の計數においては勤勞所得中に農林水産業を含まず、

移は、同書第二〇表百分比欄及び一三九頁のパイ圖表によつて知ることが出來る。 念であつて、これを分配された所得としての分配所得にあらため、明治年間よりの連絡を計つたものとし 推計資料」昭和二十六年五月、一八頁第三表にある。なお經安本の分配所得は分配さるべき所得という概 このような連絡上の不備はあるが、戰前戰后の一覽的な各年(曆年) 北海道總合開發委員會事務局「昭和二十四年度分配道民所得第一次推計」昭和二十六年七月(謄寫印刷)、 同書第一八表一一五・一一九・一二〇頁を見よ。この總括表による分配國民所得の構成比率變化推 データは、 山田雄三「日本國氏所得

同縣總務部統計課「昭和二十四年青森縣分配縣民所得第一次 推 計 結 果書」昭和二十六年三 改訂により構成比率關係における特色がいよいよ明確になつた譯である。 訂正前は勤勞所得四九・四四%、 個人業主所得四八・七

六年三月(謄寫印刷)による。このプリントでは、二十三年は勸勞・業 主 所 得 とも比率しか知りえない 同課の「昭和二十三年及び二十四年宮城縣縣民所得推計報告」昭和二十五年三月における金額は、そ 同縣調査課「昭和二十四年二十五年及び二十六年宮城縣縣民所得推計報告、 第一部」昭和二十

山形縣及び福島縣は、 秋田縣は、 同縣總務部統計課「昭和二十四年秋田縣縣民所得調查結果報告書」昭和二十六年五月、 前記 「秋田縣報告書」六光頁による。 三五頁。

新潟縣は、同縣知事室企畫課「昭和二十四年新潟縣分配縣民所得結果報告書」昭和二十五年十二月、三頁。 本 誌前 號において、 昭和二十三年度の生産及び分配道民所得の調査方法に關し若干の分析を

所 得 ٤ 個 人 、業主 所 得

### 勘勞所得と個人業主所得

試みた際、 、告」の推計方法と計數を訂正することにあつたのではなく、 より、 討しようとする目的をもつ。 操作は、二十二年臨時國勢調査と二十四年北海道臨時常住人口調査とでは産業分類にはなはだしい差異のあるにかか おいて、欠陥の多いものであつたといわねばならない。本稿は、この問題を資料の許すかぎり種々の角度から再び檢 わらず、それを調整しえなかつたこと、しかも單純に二十二年から二十四年への直線的な變化を想定していたことに、 てといるとする規定には、 が残つていること、 における本道總人口增加率 で檢討してみた結果、 ることに疑問を抱き、産業別男女別就業人口における二十二年と二十四年の兩者 個人業主所得に過小評價があつたのではなかろうかと推測した。筆者の意圖したところは、これをもつて「報 「二十三年度報告」が雇傭者數及び業主數の推定につき、二十二年臨時國勢調査と二十三年常住(6) 並びに本道における勤勞所得と業主所得の相對的な關係が分配國民所得におけるそれと逆になつ 勤勞所得に過大評價が、又サンプル調査結果の計算を若干補正するという操作を加えることに なお推計の段階においても疑問の余地の存することを指摘するにあつた。とはいえ前記 (一・○四三)で、二十二年産業別男女別地位別人口をひきのばすという方法を採 ただ分配道民所得推計において人員の推定に大きな問題 の算術平均値に對する前者の比率 入口 調 套

- 5 『道民所得調査資料の分析』、「商學討究」第二卷第一號、一三二—一七五頁。
- 北海**道總合開發委員會事務局「昭和二十三年度北海道道民所得調査結果**報告」(總合開發資料第十六號) 昭和二十五年九月。
- 7 「商學討究」第二卷第一號、一六〇——七一頁參照

<u>-</u>

わゆる人的方法による所得推計において、 その總額の多寡はいうまでもなく、 被乘數である平均所得額と乘數の 勤勞所得と個人業主所得

うと、 道民所 主所得 に検討 得及び道民所得 は、 **ず農林水産業を排除して考察するのは、** とはるかに上 國民所得で り大きな決定因子はその他の産業にあつたと考うべきであろう、 よりも過大な割 の總額における大小關係、即ち國民所得にあつては後者が前者よりも、 めであるが、 0 しも人的方法が採用されず、從つて平均人員のデータも得られない に影響していたといいうるであろう。 構成比率と産業別人員の構成比率を對比してみよう。ここでひとま 均 人員 農 第二表に示すごとく、道民所得に 林 もとより否定しえないとしても、 の比率より五%も上廻つていることは、 しうるという面もあるのである。例えば二十三年度につい 得では前 とに依存する。 水 は四一 産業のそれ ح 廻つている。 の農林水産業以外のものについて、 者が後者よりも大である關係を、 の部分の排除はかえつて、 合を示す農林水産業の影響を無視で • 五%であつたその他が、 が國民所得 いまこの關係を明らかにするために、 又反對に、 の場合に比して小であつたことの 個人業主所得比率の小なること とれらの その とれらの産業においては おいて勤勞所得比率 勤勞所得と個 他における過 道民所得では四五 國民所得に 事情が二十四年度 より鮮明な地盤の上 その産業別 きない 人業主所得 おける場合 小が壓倒 にせよ、 水 所 國 個 即 てい 得額 必 民 人業 K ょ ち た ず 所

### (第二表)

|       |             |   | 23年度 |      |      | 24年度 |        |      |
|-------|-------------|---|------|------|------|------|--------|------|
|       |             |   | a    | Ь    | c    | a    | b (曆年) | c    |
| 勤勞所得  | <del></del> |   | 51.6 | 45.1 |      | 54.5 | 46.2   |      |
| 農林    | 水 道         | 業 | 6.4  | 3.5  | +2.9 | 5.9  | 4.0    | +1.9 |
| そ     | Ø.          | 他 | 45.2 | 41.5 | +3.7 | 48.5 | 42.1   | +6.4 |
| 個人業主所 | 得           |   | 46.6 | 51.9 |      | 43.1 | 49.3   |      |
| 農林    | 水 産         | 業 | 24.1 | 25.3 | -1.2 | 24.2 | 24.7   | -0.5 |
| そ     | D           | 他 | 22.3 | 26.4 | -4.1 | 18.6 | 24.4   | -5.8 |

a. 道民所得中に占むる割合, b. 國民所得中に占むる割合, c. a-b.

農林 水産業以外の産業におい 所得比率をより大きくひき離す することになろう。 値を年度間において對比すれば に及んで、いよいよ顯著になつ に對する影響を吟味すること て、その被乘數と乘數との總額 てきたことは、 いて、勤勞所得比率が個人業主 目瞭然であろう。 それぞれの所得比率と合致しな 集、四〇、四二—四三、四六— 資料前揭「經濟月報」 第二十二 いのは、この外に兼業所得と内 産業とその他の合計が必ずしも 四七頁。なお第二表で、農林水 問題の所在をより明らかに 所得の二十四年は曆年をとる。 際しては、データの關係上、國民 所得があるためである。 以下細目にわたる比較檢討に 同表のC欄の敷 從つていま

| (第三表 A)    |           |                |           |
|------------|-----------|----------------|-----------|
| 北海道        | (23年度)    | 全 國            | (23年度)    |
| 所,得比率      | 人員比率      | 所得比率           | 人員比率      |
| 〔勤 勞〕      | ·         |                |           |
| 運輸通信 23.7  | 製造工業 24.2 | 製造工業 35.4      | 製造工業 35.8 |
| 鑛 業 21.5   | 鑛 業 18.8  | 運輸通信 15.6      | 公務團体 13.7 |
| 製造工業 20.9  | 運輸通信 18.3 | 公務團体 11.3      | 運輸通信 12.5 |
| 建設工業 9.6   | 公務團体 12.3 | 自 由 業 7.0      | 自 由 業 8.6 |
| 公務團体 8.0   | 建設工業 7.8  | 建設工業 6.9       | 建設工業 8.3  |
| その他 4.7    | 自 由 業 6.2 | 商 業 5.9        | 商 業 5.7   |
| 自 由 業 4.1  | 商 業 4.6   | その他 5.7        | その他 5.1   |
| 商 業 3.8    | サービス業 2.8 | 鐀 業- 5.6       | 鑛 業 4.5   |
| 金融業 1.6    | その他 2.4   | 金融業 2.4        | サービス業 2.4 |
| サービス業 1.2  | 金融業 1.5   | サービス業 2.2      | 金融業 1.8   |
| ガス電氣 0.9   | ガス電氣 1.1  | ガス電氣 2.0       | ガス電氣 1.6  |
| 〔業  主〕     |           | ·              | , s       |
| 商 業 36.4   | 商 業 33.6  | 商 業 42.1       | 商 業 42.7  |
| 製造工業 33.2  | 製造工業 28.1 | 製造工業 39.5      | 製造工業 35.2 |
| サービス業 12.4 | サービス業 9.8 | サービス業 6.9      | サービス業 7.1 |
| 建設工業 7.9   | 建設工業 9.7  | 建設工業 5.0       | 自 由 業 6.2 |
| 自 由 業 5.4  | 自 由 業 9.6 | 自 由 業 3.4      | 建設工業 5.3  |
| 運輸通信 2.7   | 運輸進信 6.8  | 運輸通信 1.0       | 運輸通信 1.6  |
| 鑛 業 0.9    | その他 1.5   | その他 0.9        | その他 1.2   |
| その他 0.8    | 鑛 業 0.5   | <b>鑛</b> 業 0.7 | 鑛 業 0.4   |
| 金融業 0.3    | 金融業 0.4   | 金融業 0.5        | 金 融 業 0.3 |

### 勤勞所得と個人業主婦得

| , | 44 | _ | nder. | D)  |
|---|----|---|-------|-----|
| Ĺ | 弗  | ᆖ | 衣     | , ס |

| 北海道       | (24年度)    | 全 國       | (24曆年)    |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 所得比率      | 人員比率      | 所得比率      | 人員比率      |
| 〔勤 勞〕     |           |           |           |
| 運輸通信 21.4 | 製造工業 23.7 | 製造工業 33.5 | 製造工業 37.9 |
| 鑛 業 21.1  | 鑛 業 18.4  | 運輸通信 16.2 | 公務團体 13.5 |
| 製造工業 20.5 | 運輸通信 17.8 | 公務團体 11.2 | 運輸通信 12.8 |
| 公務團体 10.7 | 公務團体 14.3 | 自 由 業 8.5 | 自 由 業 8.6 |
| 建設工業 9.5  | 建設工業 7.7  | 商 業 7.0   | 建設工業. 7.2 |
| 商 業 4.8   | 自 由 業 6.0 | 建設工業 6.1  | 商 業 5.7   |
| 自 由 業 4.1 | 商 業 4.5   | 鑛 業 4.8   | 鑛 業 4.1   |
| その他 2.6   | サービス業 2.8 | その他 4.6   | その他 3.4   |
| サービス業 2.1 | その他 2.4   | 金融業 3.6   | サービス業 2.7 |
| 金融業 2.0   | 金融業 1.4   | ガス電氣 2.5  | 金融業 2.2   |
| ガス電氣 1.2  | ガス電氣 1.0  | サービス業 2.0 | ガス電氣 1.9  |
| 〔業主〕      |           |           |           |
| 製造工業 36.3 | 商 業 33.6  | 商 業 41.5  | 商 業 40.0  |
| 商 業 29.8  | 製造工業 28.1 | 製造工業 38.3 | 製造工業 34.9 |
| 建設工業 14.9 | サービス業 9.8 | サービス業 7.3 | 自 由 業 8.4 |
| 自 由 業 7.8 | 建設工業 9.7  | 建設工業 5.1  | サービス業 7.3 |
| サービス業 6.3 | 自 由 業 9.6 | 自 由 業 4.9 | 建設工業 5.8  |
| 運輸通信 3.0  | 運輸通信 6.8  | 運輸通信 1.0  | 運輸通信 1.6  |
| その他 1.0   | その他 1.5   | その他 1.0   | その他 1.3   |
| 鑛 業 0.6   | 鑛 業 0.5   | 金融業 0.6   | 金融業 0.4   |
| 金融業 0.3   | 金融業 0.4   | 鑛 業 0.3   | 鑛 業 0.3   |
|           |           |           |           |

人員合計を一〇〇として構 等しくなければならず、從 ば、この表のおのおののセ 均所得が等しかつたなら である。もしも各産業の平 率の高い順に配列したもの 較、更に年度間の變化をみ る比較、同年度異地域の比 じでなければならない。そ 率と人員比率はそれぞれ相 成比率を計算し、それを比 につき、その所得總額及び とく農林水産業以外の産業 ることにより、乘數たる人 れ故、同年度同地域におけ クションにおいて、所得比 つて叉産業の順位も左右同 第三表A・Bは、前記のど

### (第四表)

|         | 2            | 3 年 | 麦  | 2             | 4 年        | 度   |
|---------|--------------|-----|----|---------------|------------|-----|
|         | a            | b   | c  | а             | b          | С   |
| [勤, 勞]  |              |     |    |               |            |     |
| 製 造 工 業 | _            | _   | +  | _             |            | +   |
| 鑛業      | +            | +   | +  | +             | ( <b>+</b> | + , |
| 運輸通信業   | + -          | +   | +  | +             | +          | +   |
| 公務及び團体  | _            | · — | +  |               | + ,        |     |
| 建 設 工 業 | +            |     | +  | +             | +          | +   |
| 自 由 業   | _            | _   | +  | _             | _          | +   |
| 商業      | <del>-</del> | _   | +  | +             |            | •+  |
| サービス業   | _            | +   | _  | _             | +          | +   |
| その他の産業  | +            |     | +  | +             |            | +   |
| 金融業     | +            | . — | .+ | +             | _          | +   |
| ガス電氣水道業 | <b>-</b> .   | _   | -  | +             |            | +   |
| 〔業主〕    | '            |     |    | •             |            |     |
| 商業      | +            | _   | +  | _             | _          | +   |
| 製造工業    | +            |     | +  | +,            | _          | +   |
| サービス業   | +            | +   | +  | _             | + .        | +   |
| 建 設 工 業 |              | +*  | +  | +             | +          | +   |
| 自 由 業   | _            | +   | +  |               | +          | +   |
| 運輸通信業   |              | +   | +  |               | .+         | +   |
| その他の産業  |              | +   | +  | , <del></del> | +          | +   |
| 鎌業      | +            | +   | +  | +             | +          | +   |
| 金融業     | -            | +   | -  | -             | <u>±</u>   |     |

- a. 道民所得所得比率—同人員比率, b. 道民所得人員比率—國民所得人員比率,
- c. 道民所得平均所得一國民所得平均所得。

得の影響の種々なる組 ものであり、 合せの態様を概觀する 員と被乘敷たる平均所 がその低額によつてそ う。まず第一に、 ことが出來るであろ 平均所得の高額によつ 運輸通信業とその他が **う。例えば二十三年度** のみ若干變容されてい が特定の産業において に對する影響は顯著な 的にいつて人員の所得 れぞれ上・下の影響を の道民勤勞所得では、 るとみることが出來よ また公務及び團體 この影響 一般

方向 う。 おり、 要である。 所得比率と人員比率 饗をブラスで、 度は二十四年度に比し比較的安定しているといえよう。 て更に前記の相對的關係を示すことにした。 t うことは、 はならない。 であろう。 |所得が業主所得比率をして勤勞所得比率よりもはるかに低からしめるごとく影響を及ぼした産業といいうるであろ ラスであり、 る ける絶對額の多寡に對する影響であるから、そのプラス・マイナスの影響がどれ程の人員をもつてい か 前者に闘しては の影響は考えうる譯で、 いることになり、 個人業主所得の場合は、 又その人員が國民所得の場合の人員に對していかなる相對的關係をもつ産業に生じているものであるか 道民經濟の との目 しかし前者については、 ともあれ、 低平均所得の影響をマイナスによつてあらわそうとしたのである。 かつ順位の高位に属する産業のみが、 的のために、 の差ではなく、 兩年度共に鑛業・運輸通信業が、又後者に關しては二十四年度における商業がこれに該當する 同じく二十四年度においてはそのような攪亂がやや緩和され、 つの注目すべき特質であろう。 これら鑛業・運輸通信業・商業・製造工業が以上のような作用を道民所得に興えているとい 反對に8b共にマイナスであり、 第四表は道民所得における人員比率の高さの順序に産業を配列し、 われわれが第四表のa欄に示した附號は、 比をもつて考えねばならないのであるが、 なお製造工業が常にある程度の相殺的な作用をもつて控えていることを看過して 要するに勤勞所得においては『 眞に高い平均所得の影響を所得總額比率の相對的關係に與えて ただ個々的に各産業についてみれば、 かつ同様に高い順位にある産業のみを、 各年度の道民所得について高平均所得 欄がブラスであつて、 いまの場合問題となるのは所得 一
嚴密にいつてこの影響の程 叉個 人業主所 おのおの多少とも上下 しかもも b 得 欄の附號 る産業に では二十三年 その低い平 欄もまた に起つて 度 によっ が重 の影 額

- 北海道 人員比率計算のための基礎數字については、 後出第九表及び註2を参照せられたい。
- 10 順序 が兩年度において同じてあり、 かつ業主に闖してはその比率まで全く等しいことは、 人員推計上 の假定にもとずくも

勤勞所得と個人業主所得

のであって、この点に大きな

問題

が

存するのであ

六七頁以降をみよ。

(第五表)

(單位圓)

|           |   | 一人當り    | 勤勞所得            | 一人當り個人業主所行              |                  |  |
|-----------|---|---------|-----------------|-------------------------|------------------|--|
|           |   | 北海道     | 全 國             | 北海道                     | 全 國              |  |
| 鎖         | 業 | 137,570 | 113,472         | 365,000                 | 169,151          |  |
| 建設工       | 業 | 149,084 | 82,265          | 445,000                 | 156,698          |  |
| 製造工       | 業 | 103,876 | 85 <b>,</b> 663 | 374,000                 | 199,138          |  |
| ガス電氣水道    | 業 | 138,735 | 131,977         |                         |                  |  |
| 商         | 業 | 127,892 | 119,513         | <i>257</i> <b>,</b> 000 | 189 <b>,</b> 859 |  |
| 金 融       | 業 | 170,005 | 156,973         | 208,000                 | 278,145          |  |
| 運輸通信      | 業 | 143,371 | 123,490         | 129,000                 | 116,193          |  |
| サービス      | 業 | 92,082  | 72,810          | 185,000 🗼               | 180,556          |  |
| 自 由       | 業 | 82,364  | 95,985          | 234,000                 | 103,474          |  |
| 公務及び團     | 体 | 90,068  | 80,457          |                         |                  |  |
| その他の産     | 業 | 130,054 | 128,392         | 188,000                 | 135,939          |  |
| (a) 平     | 均 | 125,980 | 97,071          | 289,429                 | 183,543          |  |
| (b) 單 純 平 | 均 | 124,100 | 108,272         | 268,333                 | 169,906          |  |
| (a) ÷ (b) |   | 101.5   | 89.7            | 107.9                   | 108.0            |  |

はないことである。 業主所得の全般に高いことも、 が高いのである。しかしこの比較に當つて注意 れるごとく、殆んど大部分について北海道の方 民所得は曆年)における各産業の勤勞所得及び をとりあげてみよう。第五表は二十四年度 で絕對額の面において、即ち平均所得額の比較 り立至つた實質的な考察が必要となるのであつ における個人企業の有利なことを物語るもので よつて明らかなことは、前記第三表c欄にみら 個人業主所得の一人當り額である。この比較に べて相對的な構成比率上のことであつた。ここ の生活程度の高いことを意味せず、又一人當り しなければならないのは、一人當り勤勞所得の 般的に高いことが、必ずしも北海道の勤勞者 さて、いままでの北海道對全國の比較は、す これらの問題のためにはよ 必ずしも北海道 (國

12

九四六—一九四

九 (上)

戰后日本の國民所得」

一八一四

三頁參照

中分類 結果を えてい 十月 う北 乗じて總計するので**あ**る。この**兩者** 計額を被乘數とし の年 あ 同様に全般 て考えてみると、 と考えるべきで、 て男女別とか中分類別とかに分けて計算する産業については、 る。 人當り 得額は、そのまま推計上の被乘數になつている譯ではなく、大部分のものは逆算によつて求められたのであり、 間 その質的な考慮に参加すべき量的なデータとしてさえ、 Ø 海道的特徴に對して、 更に るか 毎にし 種 現金給與 一人當り賃銀 個 々の 的 人業主所得 質 推 ح 地 に全國より甚だ高いということは、 的 、額に對する現物給與額の比率 れは 位別 定格 な 旣 て、 道民所得 問 K 差 K 勿論俄かに斷定を下しえぬ複雑な問題ではあるが、 に毎月勤勞統計 題を離 にもとずいて準用している。 別に推算してある男女別雇傭者數を乘ずるのである, 各産業内の 額については、 即ち常傭職員 被乘數の影響はさほど明白なも の推 れてみても、 計では大體において、 人員構成によつて變容されている數値とみなければならない。 の推計方法上 による賃銀指數を乘じ、 後述するごとく推計上 ・常傭勞務者・日傭勞務者每の月別・ なお兩者は同 (a) 結局勤勞所得總額の比率が個人業主所得比率をはるかに の差異が、 國民所得の場合は、 デー のでは を乗じて現物給與額を求め、 の測定 タの 第五表における一人當り勤勞所得額に 年間現金給與額を男女別に算出し、 てい このような平 それらの男女別もしくは中分類別 ある産業部門については、 ない ろいろ問題を含んでいるのである。 地 盤 ということを意味するであろう。 の上に立つているものではなく、 各産業につき(中分類可能なものについては 同表にみるごとく、 男女別の平均所得にそれぞれの人員數を データの欠除している産業では 額 のみをもつてしては甚だ危険 ح 事業所賃金調 れら 人當り業主所得もまた 現 更 V 人員による加 金. にこれに製造 いかなる影響を興 ま勤勞所得 現 又これら 殊に北 个. 物兩給與 1 の二十三年 廻るとい 前 K 重平均 海道 Ø 從 こつい 工 平 記 Ø Ø Ø

- 「二十四年度分配道民所得第一次推計」二八—五一頁參照

所 得 ع 個 業 主 所 得

### **勤勞所得と個人業主所得**

その相 ĸ 道ともに一○○を超えてはいるものの、殆んど同率であり强いていえば北海道の方が下廻る。 同表 全國の八九 ととは低所得の 違することは であるが、 響の重要性は、 おいて大きな差をもつてそれぞれの勤勞所得 更に 一〇〇を超えるということは、 の一人當り額を合計してそれぞれ十一及び九で割つた平均は切となり、 違の態様は前述の推論を正當化することになろう。 叉第五表 いまもし各産業の人員が相等しいならば、 七に對して一〇一・五であり、 人員による影響を物語るのである。 の下 産業へ比較的偏つて集中されていることを示すのである。 ħ れわ 幱 机 Ø 示すととろによれば、 の問題について最早疑いを入れぬところであろう。 それだけ高い平均所得の産業により多くの人員が集中されており、 北海道ではプラスの作用を全國ではマイナスの作用を、 農林水産業以外の産業全體における平均所得額は心であり、 に與えているのである。これらを綜合すれば、 即ちのがりよりも小さいことは、 向と

しと

は各行

において

當然相等

しくなる

筈であり、

これが 何故ならば、 印は要するに産業別の各人員による加重平均 個人業主所得におけるそれは、 雨者はかなり異なっているのであるが 換言すれば最後に示してある比率 **乘敷たる人員のもつ影** ところが勤勞所 L ○○を下廻る かもその程 全國 ただ單 得は 北 ic 度

### =

り 下 にお よう。 ける雇傭者比率は全國のみならず下欄の各縣よりも甚だ大であり、 廻つていることを知る。 昭 計算に参加する人員の全國と北海道の比較において、 n 和二十二年十月一日實施の臨時國勢調査の結果によれば、 を同 地盤にまでひき下して比較するために、 これらはそれぞれの總數についての比較であるが、 ここでは<br />
就業者<br />
総數中に<br />
しめる<br />
地位別 その絶對値をとりあげることはいうまでもなく無意味で 第六表のごときデータをうるのであるが、 かつ個人業主比率は反對にいずれよりもかな 更により立ち至つて各産業別の比較 構成比率で考えてみ 北海道

### (第六表)

就 業 者 個人業主數 雇傭者數 總 數 (同比率) (同比率) 全 國 33,328,963 8,216,221 11,857,276 (24.65)(35.58)北 海 道 1,627,577 313,233 695,685 (19.24) (42.74)靑 森~ 縣 535,771 133,059 132,450 (24.83) (24.72)城 648,704 宮 縣 156,925 204,783 (24.19)(35.93)秋 縣 569,918 田 133,075 161,026 (23.35)(28.25)

勤 勞 所 得 ٤ 個 人 業 主 所 得

> 當面 ても、 民經 業に を試 ታነ る 産業及び個人業主比率 を考えるためには、 性 小 他 業主比率に 氣水道業 で している。 ず は、 0 Ø 北海道が全國よりも小である産業は、 (第七 二十三年及び二十四年については直接的なデ なが の問題、 湾 ぉ れもそれ自體として就業者總數の 意味を追求することは甚だ興味ある問題であり、 産業にすぎない。 みたものが第七 異常なほどに明瞭である。 いて、 おそらくいい過ぎでは の特質を解明する一つの重要な鍵が 6 表 a欄をみよ) おいて全國より上廻つている産業は、 サ 以 北海道における勤勞者比率の大と個人業主比率の いまこれを推測する一つ 勤勞・業主所得比率に對する乘數 Ī .E. ピ は昭 ス業の三部門をかぞえるの 前記 表り欄である。 和二十二年十 Ø 殊に林業・建設工業・ ことを指摘す 全國より大なる産業が、 0 雇傭者比率 あるま このおそらく北海道的な異常 これによ 月 極 の方法として、二十五年 n K ば足 ともあ めて少な な 僅 日 いて全國より ひそんで 現 カュ 商業更に加えて鑛 に水産 n りるであろう。 みであり、 在 a n ば、 (人員) Ø 1 い部門に屬す 水産業を除き 金融業とそ 洑 業・ 勤勞者 B Ŧ いるとい 態 は全然欠 n ここに道 であっ 小かなる の影響 叉個 b ガ れの 比 ス ク

Ø

電

率

(第七表)

|         | 北            | 海      | 道     | <b>全</b> |            | 國     |
|---------|--------------|--------|-------|----------|------------|-------|
|         | ( )          | ( k    | )     |          | <b>(</b> t | )     |
|         | (a)          | 業主     | 雇傭者   | (a)      | 業主         | 雇傭者   |
| 農業      | 41.95        | 25.07  | 4.60  | 49.87    | 30.08      | 2.20  |
| 林 業     | 2.24         | 12.10  | 72.90 | 1.44     | 24.54      | 54.97 |
| 水 產 業   | 8.72-        | 25.84  | 23.16 | 2.13     | 29.81      | 38.99 |
| 鑽業      | 7.22         | 0.44   | 99.19 | 2.00     | 2.17       | 95.94 |
| 建設工業    | 3.81         | 15.77  | 78.21 | 3.96     | 22.13      | 70.10 |
| 製造工業    | 12.10        | 14.38  | 76.32 | 17.17    | 16.31      | 72.56 |
| ガス電氣水道業 | 0.41         | (0.98) | 96,95 | 0.57     |            | 98.04 |
| 商業      | 5.16         | 40.37  | 36.44 | 6.57     | 46.12      | 28.96 |
| 金 融 業   | 0.61         | 4.54   | 91.46 | 0.72     | 3.60       | 91.33 |
| 運輸通信業   | <b>7.</b> 63 | 5.52   | 91.74 | 4.52     | 5.86       | 90.72 |
| サービス業   | 2.16         | 28.20  | 49.62 | 2.52     | 30.28      | 49.90 |
| 自 由 業   | 3.10         | 19.18  | 75.61 | 3.38     | 22.18      | 71.04 |
| 公務及び團体  | <b>3.</b> 79 | ,      | 98.30 | 3.82     |            | 97.95 |
| その他の産業  | 1.10         | 8.61   | 85.60 | 1,33     | 8.22       | 81.53 |

- (a) 就業者總數 の産業 別構成比率
- (b) 各産業の就業者中業主及び雇傭者の占むる割合

約四四 %及び三九・三%であり、このこといてみれば、それらの比率は二六・ 十月 ら、北海道においては二十三年・二十 ろこれ以 四年の個人業主は約二〇%、雇傭者は かもしれない。 の總數についてであつて、 測 の特異性は維持せられているものと推 なお依然として前記 る割合を計算すれば、それぞれ二一・ 人業主及び雇傭者の總就業者中にしむ ることは不可能である、 一%及び四四·三%をうる。全國につ(55) ので、 ては相當の內部變化や轉換があつた しうるであろう。 一日實施の國勢調査結果により個 % O Ŀ 産業別にまで立入つて究明す 水準にあつたものと考え、 の詳細なデータを持ちえな われわれは現在 もとよりこれはそ の地位別就業比率 がしかしこれ 各産業にお このことか いのとと

對になつている理由 だけからでも、 國民所得においては個 の大半が 、がかつてこの個人業主比率の異常な低さと、 人業主所得が勤勞所得より上廻つているにかかわらず、 雇傭者比率の異常な高さとにあると論 道民所得ではそれ が

13 全國については、 總理府統計局「昭和二十二年臨時國勢調査結果報告、(其の三)勞働力人口に關する概要」昭和二十三年四 月

一六—一七頁。

ることは旣に許されるのではあるまいか。

要」四頁参照)。この原因は水産業に八人、 北海道については、 かつ比率的にさほど相違はないものとみて、そのまし使用した。 頁による。 ーー八二頁を参照せよ)であるが、 なおこの數字は、 北海道總合開發委員會事務局「北海道人口推計及び雇用基礎資料」 前記總理府統計局の資料にあるものより就業者總數において一三七人だけ不足している(前掲「概 道民所得の推計に利用されているのは、右事務局の「資料」の數字と同一のものであり、 **公務及び團体に一二九人の不足があること(例えば總理府統計局の統計月報第四** 昭和二十五年十二月(謄寫印刷)、

青森縣については、前掲「青森縣結果書」一四頁による。

宮城縣については、 〇二かもつて除してもとの數を求めた。 數を得、これちが二十二年臨時國勢調査の數を一・〇二でひきのばしたものであること(同書四三頁参照)にもとずき、逆に一・ 前掲「二十三年及び二十四年宮城縣報告」 又總就業數は前揭統計局「概要」四頁から得た。 の四〇頁及び四一頁から、 二十三年の推計雇傭者數及び個人業主

秋田縣については、前掲「秋田縣報告書」三九頁による。

を持つてはいたが有給休暇・惡天候・一ヶ月以内の病氣・勞働爭議などのため一時仕事に從事しなかつた者であり、 ろ なおとの調査における就業者とは、 仕事に少しても從事した者(自營業主、見習人、徒弟、家族從業者については報酬がなくとも働いた場合を含む)、 地位は、 個人業主・會社及び團体の役員・家族從業者・雇傭者の四つに分れている。 數え年一○才以上の者で、昭和二十二年九月二十五日より十月一日までのうちに、 その從業上 收入のあ 及び仕事

14 全國は前揭統計局「二十二年報告 (其の三)」一七頁及び一九頁。 北海道は前掲總合開發「資料」二五頁より計算。

15 る 昭和二十五年の從業上の地位分類は二十二年のそれと同一ではない。 二十二年の雇傭者よりも若干範圍が廣い。 ちなみに、 二十二年における北海道の會社及び團体の役員の比率は〇 ここでは雇傭者の中に會社及び團体の役員が含まれてい 五五五

勤勞所得と個人業主所得

### 助勞所得と個人業主所得

%である。なお本文に示した比率の基礎數字は未公表のものである。

總理府統計局 「昭和二十五年國勢調查、 一%抽出集計による結果速報、 その二、 全國人口の就業狀態及び住宅關係」 昭和二十

六年六月、三二頁による。

年の調査 昭和二十五年國勢調査における就業者とは、二十五年九月二十四日から三十日までの一週間につき、滿一〇才以上の者て、 上 の者についての集計である。 の場合に規定したと同様の條件にある者をいう。 なおこの速報のデー タは一%抽出によるものであり、 かつ溝 一四才以

影響が、 あり、 所得に關する戦前 主 それらが次第に戰前の傾向にもどりつつあると說かれる。ところが繰返していうごとく、 なかろうか。 後 0 所得比率が戰前から戰時中にかけて下落し戰後急激に高まり、 にとどめよう。第八表は二十五年國勢調査の結果に關し、 ィ 例外であるとすることは當を得ないであろうし、又より早く回復しつつあるということも適當ではあるまい。 の比率 の混亂 國民所得の長期的な觀察は、 現在のところわれわれの能力を超える問題である。 後者は次第に下落しつつあることを教える。一説によれば、戰後におけるこの態様は闇經濟の跳梁といわゆる(エン) 利得者の出現、 推 せる渦の中に喘いだことは道民經濟もまた然りであつて、 關係において國民所得と態樣を異にしているのである。前記の說が述べる事項に關して、 計された總額としての所得比率の上に、 しかしながら、 ・戰時を通じてのデータは何もないのであるから、 及び敗戰後の混亂によつて受けた勤勞所得階級の少からざる打撃を物語るものといわ 更にこの特色ある地位別構成に含まれる實質的な意味内容を究明することは、 勤勞所得比率が戰前から戰時中にかけて上昇し戰後において急落し、 一般 ここではただ附言的に、 的 就業者の地位別構成をやゝ詳細に分けたものであるが、(9) 傾向 とは異なる様相をあらわしていると考えるべきでは それが現在に至るまで、 むしろ旣述のごとき就業者地位別構成の特異性 確定的なことは殆んどいいえないとしても、 つの興味ある手が 前者はまた次第 道民所得は戦後の勤勞・ 北海道がその唯 反對に個人業主 かりを提示する K Ŀ 率直に 昇しつつ n 道民 戰 業 叉 Ø

### (第 八 表)

|                   | 市部(全國) | 北海道  | 全 國  | 郡 部 (全國) |
|-------------------|--------|------|------|----------|
|                   | %      | %    | %    | %        |
| イ、雇傭者のある業主        | 3.4    | 2.6  | 2.2  | 1.6      |
| ロ、單獨の業主           | 17.7   | 18.5 | 23.9 | 27.0     |
| ハ、無 船 の 家 族 從 業 者 | 14.8   | 34.5 | 34.6 | 44.2     |
| ニー般の雇傭者           | 50.8   | 35.8 | 30.5 | 20.6     |
| *、國,公共團体,進駐軍の雇傭者  | 13.1   | 8.6  | 8.6  | 6.4      |
| へ、從業上の地位不詳        | 0.3    |      | 0.2  | 0.2      |

勤 勞 所 得 بح 個 人 業 主 肵 得

なる。 中間 K 者は北海道と全國 算術平均値をとつてみると、 あるものは丁度中間的に、 郡部の系列中にあつて、 にとどまる。 面的な性格をあらわしていることであろう。 である。 のように全國を市部と郡部とにわけて考察すると、 17 部と北海道の 的な かなり顯著な形で反對になつており、 Щ 却 田雄三「日本國民所得推計資料」一三六頁、及び東洋經 が注意 地位を占めることになる。 ち市部において比較的多い 間 しなければならないのは、 の間に、 にあるということになる。 丁度市部と全國との中間に位置することになるの 家族從業者と國・公共團體 また他の項目はむしろ全國に接近するという多 雇傭者のある業主・單獨の業主 項目が郡部では比較的 ところで北海道は、 總括して ある項目は市部の特徴に近く、 参考までにいま市部と郡部 しかしわれわれの暗示はこれ 對照的な關係が明瞭に の全國比率は當然その 進駐軍 との市部— 少いというよう •

の雇傭者は

般の雇傭

0

全國

18 濟年報」第六十六集、二八二頁第八表、二八三頁第九表、 「日本經濟年報」同右、二八二—二八四頁。 参照。 新報社 編 「日本

19 全國・市部・郡部比率は、 前掲「一%抽出集計による

結果速報」

==-=

なお二十二年と二十五年とは地位別分類が異つており、本表のイロが二十二年のなお二十二年と二十五年とは地位別分類が異つており、本表のイロが二十二年の 個 人業主に、 北海道は未公表の數字より計算。 (() ニボの合計が會社及び團体の役員と雇傭者との合計に見合うことに))

なる。右「速報」八頁參照。

(第九表 A) 雇 傭 者

|    |            |            | ·        | 22年臨時國調          | 23年度                      | 2 4 年 度              |
|----|------------|------------|----------|------------------|---------------------------|----------------------|
| (  | 倍          | 孝          | <u>(</u> | 1.000            | 1.043                     | 1.086                |
| 農  |            |            | 業        | 31,434           | 32 <b>,</b> 786 *         | 34,137 *             |
| 林  |            |            | 業        | 26,604           | 27,748                    | <b>28,8</b> 92       |
| 水  | į,         | 奎          | 業        | 32 <b>,</b> 886  | 34,300 *                  | 35 <b>,</b> 714 *    |
| 鐀  |            |            | 業        | 116,480          | 121,489                   | 126,498              |
| 建  | 設          | エ          | 業        | 48,490           | 50 <b>,</b> 5 <b>7</b> 5  | 52,660               |
| 製  | 造          | I          | 業        | 150,343          | 1 <i>5</i> 6 <b>,</b> 807 | 163,273              |
| が業 |            | A 100 A11  |          | (6,610)<br>6,544 | 6,825                     | (7,179)<br>7,107     |
| 商  |            |            | 業        | 28 <b>,</b> 577  | 29,806                    | 31,035               |
| 金  | Ŕ          | 融          | 業        | 9,081            | 9,471                     | 9,862                |
| 運  | 輸          | <b>通</b> 信 | 業        | 113,898          | 118,795                   | 12 <b>3,</b> 694     |
| サ  | <b>-</b> 1 | ピス         | 業        | 17,428           | 18,177                    | 18,927               |
| B  | E          | Ħ          | 業        | 38,197           | 39,839 *                  | [41.031]<br>41,482   |
| 公  | 務          | 及 團        | 体        | 60,566           | [79,671]<br>63,170        | [98,150]<br>65,775   |
| そ  | の他         | の産         | 業        | 15,157           | 15,809                    | 16,460               |
|    | 合          | 計          |          | 695,685          | [742,098]<br>725,597      | [787,512]<br>755,516 |

四

旣に再三述べたように、いわゆる人

冒頭の第一表に示された問題はしかし、決してこれで氷解したわけではない。全國及び他縣と反對の比率關係を示すという理由はこれまでに一應解かれたものとしても、なお改めて問われれたものとしても、なお改めて問われれたものとしても、なお改めて問われれる勤勞・業主間の五%の差、更に二十四年度の一一・三七%という甚だしい差の妥當性如何である。この問題はである。この問題はである。この問題はである。この問題はである。この問題はである。この問題はである。この問題はである。この問題はである。この問題はいが、以下これを重點的に檢手にはない。

勤 勞 所得 ع 個 主 所得

|    |                      |            | 22年臨時國調        | 23年度              | 2 4 年 度           |
|----|----------------------|------------|----------------|-------------------|-------------------|
| (  | (倍 率)                |            | 1.000          | 1.043             | 1.086             |
| 農  |                      | 業          | 171,120        | 178,478 *         | 185,836 *         |
| 林  |                      | 業          | <b>4,</b> 415  | · 4,605 *         | 4,794 *           |
| 水  | 產                    | 業          | <b>36,</b> 698 | 38 <b>,27</b> 6 * | 39 <b>,8</b> 54 * |
| 鍍  |                      | 業          | 511            | <i>5</i> 33       | <i>5</i> 54       |
| 建  | 設 :                  | 工業         | 9,775          | 10,195            | 10,616            |
| 製  | 造                    | 工業         | 28,324         | 29,542            | 30,759            |
| が業 | ス<br><b>業</b><br>及 水 | 電氣道業       | (66)           |                   |                   |
| 商  | 2 1                  | <b>是</b> 菜 | 33,879         | 35,336            | 36,793            |
| 金  | 癌                    | 業          | 451            | 470               | 489               |
| 運  | 輸 通                  | 信 業        | 6,858          | 7,153             | 7,448             |
| サ  | - Ľ                  | ス業         | 9,904          | 10,330            | 10,756            |
| 自  | 曲                    | 業          | 9,688          | 10,106            | 10,521            |
| そ  | の他の                  | 產業         | 1,544          | 1,160             | 1,677             |
|    | `合                   | 計          | 313,233        | 326,634           | 340,097           |

常に大膽な假定にもとずいて國勢調査の計數を延 になる。 果の數値全體がはなはだしく動揺し、推計上のウ 長するという操作をとらざるをえない。從つでそ はこの調査結果を直接には利用しえないため、 を與えるものが、 的方法によつて推計される所得總額に大きな影響 イーク・ポイントがそこにつきまとうということ の推定のための基礎假定を若干補正してさえ、結 る。ところが、地方行政ブロックにおける推計で 用して毎月の人員數をかなりの るが、分配國民所得の場合には、 産業別について月々のデータの獲得が必要とされ すぎることはないであろう。これには、少くとも 闘する問題の重要性は、 とすれば、平的所得に乘ずべき平均人員の推定に 本誌前號にもとりあげた如く、 被乘數よりもむしろ乘數である いかに强調してもなおし 程度に 勞働力調査を利 捕捉しう 非

おける二十三年度の人員推定は、 道民所得調査に 常住人口調査 Ø

### 勤勞所得と個人業主所得

雇傭者 用され、 結果からみた總人口の增加率で二十二年のデータを延長しているのであるが、 されなかつたもの、 ま繰り越されているわけである。 二十四年の二十二年に對する總人口增加率(一・〇八六)で二十二年を延長しており、從つて問題はそのま(タロ) 個 人業主につき列記すると、それぞれ第九表A・Bのどとくになる。この表で米印のあるものは人員の利用 かつこの中に包んだものは特別の理由によつて實際上使用された數字である。 いまこの操作によつて算出され、 かつ兩年度の道民所得推計に利用された人員數を 同様の操作は二十四年度についても採

20 「昭和二十三年度北海道道民所得調査結果報告」五一頁參照。 倍率の計算は 4,021,050÷3,852,821=1.043。

21 前掲「昭和二十四年度分配道民所得第一次推計」一七頁参照。倍率の計算は、4,185,506+3,852,821=1.086。

22 含め、二十三年度は含んでいないのである。 なお同書一二頁には、推計上の問題点としてこの操作を指摘し、資料の整備次第補正しなければならぬと斷つてある。 ガス電氣水道業では、二十二年の個人業主六六人を雇傭者に含めるか含めないかによつて二通りの數字が出る。 (「二十三年度報告」五二頁第一表の推計表では含めているが、五八・五九頁の實

の計算では含まない推定値を用いていることに注意)

き數値が出てきたのである。 ま「二十四年度第一次推計」一八頁に轉載され、これに基ずいて二十四年度女子雇傭者が推計されているために、かつこ内のとと 人だけ少なく記入され(即ち一四、五二〇が一四、一〇五となつて――おそらくミス・プリントであろう)、 日業については、「二十三年度報告」五二頁の二十二年臨時國勢調査就業人口の表において、 女子雇傭者の敷が實際より四 かつそれがそのま

北海道常住人口調査の産業別「公務」の人口をとり、 なつており、雨者の關係は不明である) いる。へただし二十三年度で利用した人員は二十、二四六人であるのに、二十四年度で引伸される以前の數値は二〇、八八三人と 公務及び團体は、二十三年度についていうと、公務は實際人員、團体は二十二年臨時國勢調査の數値であり、八北海道行政調査室 「昭和二十三年度、北海道生産道民所得調査結果報告」昭和二十五年五月、一五三頁参照)、二十四年度では、 **圏体は前記の二十二年の數値を他の産業におけると同様の倍率で引伸して** 公務は二十四年

なお第九表の數値が必ずしも正確に一・○四三倍もしくは一・○八六倍となつていないのは、 もともと男女別や中分類別にそれぞ

れの倍數を乘じ四捨五入したものを合算したためてある。

ることにもなお問題が残るであろう。これら直接的な吟味の外に、 評價が、總人口增加率でひきのばす方法にあつたのではないかと思われる。結局二十五年の誤差は ら、これで二十四年の就業者總數一、五七六、五四九人を按分して、個人業主三一五、三一〇人・雇傭者六九三、 雇傭者七〇四、 あるまい。 であることはいうまでもない。 はあく迄も總數としての業主及び雇傭者についてであつて、產業別のそれに關しては誤差の態樣はより大きく又複雜 り、二十四年の誤差は可成り大きいということは、時として大きな過誤を犯す危險のあることを意味する。 ることである。先に觸れたごとく二十四年の業主・雇傭者比率は、總 體 であろうか。 十三年對二十二年・二十三年度對二十二年度・二十四年對二十二年及び二十四年對二十三年の比率をそれぞれ計算し いて用いられている人員の各年における增減比率と對比してみることも、 この操作が假りに二十五年度の推計にまで延長されたとしたならば、生するであろうところの誤差はどの程度のも 八二人をうる。これで第九表の各合計を吟味すると、業主において約七・九%又雇傭者において約一三・五%の過大 が評價、 このような操作の妥當性を吟味する直接的な方法としては、二つの手段を考えることができよう。 それをもつて二十四年調査の就業人口總數を按分して、これと第九表の推定數とを比較し誤差 雇傭者は約○・五%の過大評價を生むことになる。、 第十表A 總人口における增加率は一・一一五であるから、この倍率で二十二年の個人業主三一三、二三三人及び(33) 六三六人をひきのばして、これを二十五年の實際の値と比較してみると、個人業主は約六・四%の過(g) B は、 國民所得推計における雇傭者數及び個人業主數の月平均値であり、 更に以上のことはある一定時點の比較で、これを年度間平均人員に關するものと考え 次に第二に、二十四年の業主比率及び雇傭者比率を推定 間接的なものとしては、 的には約二〇%及び四四%と考えられるか 一應の吟味手段として意味のないことでは 例えば國民所得推計に これにもとずいて 比 の程度をたしかめ 第一に、もしも 較 的 しかしこれ 軽微であ Ø

勤勞所得と個人業主所得

### (第十表 A) 雇 傭 者

### (單位千人)

|    |         | 22年    | 22年度  | 23年   | 23年度  | 24年     |
|----|---------|--------|-------|-------|-------|---------|
| a. | 鎸    業  | 491    | 553   | 579   | 560   | 487     |
| b. | 建設工業    | 1,195. | 1,147 | 1,088 | 1,031 | 854     |
| c. | 製 造 工 業 | 4,456  | 4,343 | 4,365 | 4,474 | 4,469   |
| d. | ガス電氣水道業 | 190    | 185   | 200   | 200   | 219     |
| e. | 商業      | 519    | 571   | 723   | 711   | 674     |
| f. | 金 融 業   | 182    | 199   | 230   | 227   | 260     |
| g. | 運輸通信業   | 1,597  | 1,589 | 1,569 | 1,564 | 1,504   |
| h. | サービス業   | 323    | 364   | 334   | 300   | 316     |
| i. | 自 由 業   | 907    | 939   | 1,039 | 1,072 | 1,012   |
| j. | 公務及團体   | 1,535  | 1,572 | 1,665 | 1,707 | . 1,588 |
| k. | その他の産業  | 273    | 308   | 616   | 642   | 406     |

### 同增加率

### (%)

|    |           |             |         | (/o/    |
|----|-----------|-------------|---------|---------|
|    | 23年 / 22年 | 23年度 / 22年度 | 24年/22年 | 24年/23年 |
| a. | 117.9     | 101.3       | 99.2    | 84.1    |
| b. | 91.0      | 89.9        | 71.5    | 78.5    |
| с. | 98.0      | 103.0       | 100.3   | 102.4   |
| d. | 105.3     | 108.1       | 115.3   | 109.5   |
| e  | 139.3     | 124.5       | 129.9   | 93.2    |
| f. | 126.4     | 114.1       | 142.9   | 113.0   |
| g. | 98.2      | 98.4        | 94.2    | 95.9    |
| h. | 103.4     | 82.4        | 97.8    | 94.6    |
| i. | 114.6     | 114.2       | 111.6   | 97.4 •  |
| j. | 108.5     | 108.6       | 103.5   | 95.4    |
| k. | 225.6     | 208.4       | 148.7   | 65.9    |

### 勤勞所得と個人業主所得

### (第十表 B) 個 人 業 主

### (單位千人)

|     |         | 22年   | 22年度  | 23年   | 23年度  | 24年        |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|------------|
| a.  | 鍍 業     | 13    | 12    | 13    | 13    | 10         |
| b.  | 建設工業    | 171   | 180   | 181   | 176   | 210        |
| c.  | 製 造 工 業 | 1,274 | 1,287 | 1,196 | 1,173 | 1,261      |
| e.  | 商業      | 1,074 | 1,197 | 1,421 | 1,425 | 1,448      |
| f.  | 金 融 業   | 9     | 10    | 12    | 12    | . 15       |
| g.  | 運輸通信業   | 77    | 71    | . 53  | 53    | <i>5</i> 8 |
| *h. | サービス業   | 217   | 225   | 243   | 237   | 262        |
| i.  | 自 由 業   | 214   | 214   | 214   | 207   | 305        |
| k.  | その他の産業  | 31    | 32    | 40    | 40    | 47         |

### 同增加率

(%)

|           | 23年/22年 | 23年度 / 22年度 | 24年/22年 | 24年/23年 |
|-----------|---------|-------------|---------|---------|
| a.        | 100.0   | 108.3       | 76.9    | 76.9    |
| b.        | 105.8   | 97.8        | 122.8   | 116.0   |
| c.        | 93.9    | 91.1        | 99.0    | 105.4   |
| e.        | 132.3   | 119.0       | 134.8   | 101.9   |
| f.        | 133.3   | 120.0       | 166.6   | 125.0   |
| g.        | 68.8    | 74.6        | 75.3    | 109.4   |
| <b>h.</b> | 112.0   | 105.3       | 120.7   | 107.8   |
| i.        | 98.6    | 96.7        | 142.5   | 144.5   |
| <b>k.</b> | 125.8   | 124.4       | 151.6   | 120.5   |

24 この雇傭者數は會社及び團体の役員を含んでいるが、それは二十五年の數値と對比するため

頁参照)から、4,295,567+3,8

年で一・〇二七、二十四年對二十二年で一・〇二七、二十四年對二十二年で一・〇四八である。

北人である(例えば總理府統計
七人である(例えば總理府統計

たものである。即ち各年における各産業の増減の程度は區々ばのは、少なからざる過誤に陷すに總人口増加率で延長推計するのは、少なからざる過誤に陥れるのは、少なからざる過誤に陥れるのである。即ち各年におけたものである。即ち各年におけ

参考まで計算すれば、全國の總

人口增加率は二十三年對二十二

### 勤勞所得と個人業主所得

主六六人はそのまま業主總數に含めてある。

25 女〇・九%の過少評價を生ずることになろう。 更に男女別に分けて考えると、 個人業主では男二・五%、 なおこれら就業者總數及び男女別はいずれも未公表である。 女三二・〇%の過少評價が、 又雇傭者では男〇・

26 十月一日の常住人口、二十五年國勢調査は十月一日の常住人口である。 二十二年臨時國勢調査は十月一日の現在人口、二十三年常住人口調査は八月一日の常住人口、 おけるそれのようにいわゆるアクチュアル・ステイタスによるものでなく、 從つてこれら相互間の連絡は嚴密にいえば困難である。 なお二十四年調査の就業者は、二十二年及び二十五年調 いわゆるユージュアル・オキロペイションによる 二十四年北海道常住人口

27 前 揭「經濟月報」第二十二集、 四二―四三、四六―四七頁。ただし二十二年度は、統計研究會 「戦后日本の國民所得」九頁及

び一三頁による。

似值 きな貢献を齎らすかのごとく期待せられているが、 ータが得られないとしても、 なる。 28 それで 次推計人口の二十四年十月八一、八〇〇千人〈「勞働力調査報告」より〉をとつて比率計算を行つた。 を與えるであろう、 北海道との對照のために、二十二年臨時國勢調査の七八、一〇一千人、二十三年常住人口調査の八〇、 二十五年の國勢調査結果の公表が、 は總人口増加率で一律に延長する以外に、 しかしそのような調査がないならば、 なお毎年一定時の業主及び雇傭者數についての調査があるとすれば、それは最も良い 第九表に掲げた二十三年度及び二十四年度の人員推定を補正すべく、 どのような方法が考えられるであろうか。たとえ年度間平均 その期待は左程滿されないままに終るであろう。 結局において多くの假定を積み重ねざるをえないこと 二一七千人、G.H.Q.月 故ならば、 道 近

れるならば、二十四年度の地 すべきであろうか。 その組 み替えがなしとげられたとしても、二十二年から二十五年までの三ヶ年の變化の態樣をどのように推測 もしも二十四年の調査が、 位別人員はいうまでもなく、二十三年度の推計もかなりの接近をとげうると考えられる 産業別男女別就業人口數についてでも中間的な架橋の役割を果してく

産業分類を二十二年に合致するごとく組み替えねばならないのであ

民所得推計に關してその結果を利用する場合は、

が、産業別の集計が大分類のみ

勤勞所得と個人業主所得

準の二十三年度平均・二十四年 査結果によつて二十二年十月基 らないのであるから、勞働力調 月の計數から延長しなければな 推計にとつて 無 價値 にも等し 査への連絡手段を全く欠如して にとどまり、從つて二十二年調 度平均指數を求め、これを準用 法であろう、しかし二十二年十 比率を準用することも一つの方 **うか。この際、第十表における** なければならないのではなかろ としても、中間における動きに 調査に一應の手がかりを求める い。われわれは結局、二十五年 いる二十四年調査は、道民所得 ついて例えば全國のそれを借り

(第十一表)

(單位千人)

(%)

|        |     | (a)<br>22年10月 | (b)<br>23年度<br>平 均 | (c)<br>24年度<br>平 均 | (d)<br>b<br>a | (e)<br>c<br>a |
|--------|-----|---------------|--------------------|--------------------|---------------|---------------|
|        |     | 224.073       |                    | 1                  |               |               |
| 農林業    |     | * .           |                    |                    |               |               |
| 業      | 主   | 5,900         | 5,744              | 6,136              | 97            | 104           |
| 雇 傭    | 者   | 460           | 508                | <i>5</i> 78        | 110           | 126           |
| 水 産 業  |     |               |                    | • .                |               |               |
| 業      | 主   | 200           | 197                | 237                | 99            | 119           |
| 雇傭     | 者   | 300           | 224                | 239                | 75            | 80            |
| 鑛 業    | •   |               |                    |                    |               |               |
| 業      | 主   |               | 5                  | 8                  |               |               |
| 雇傭者    | ( 男 | [544]         | 465                | 407                | 85            | 75            |
|        | 女   | [ 97]         | 89                 | 57                 | 92            | 59            |
| 土木建築業  |     |               |                    |                    |               |               |
| 業      | 主   | 210           | 184                | 224                | <b>8</b> 8    | 107           |
| 雇傭者    | ( 男 | 1,010         | 943                | 773                | 93            | . 77          |
| · .    | 女   | 100           | 68                 | . 54 -             | 68            | 54            |
| 製造工業   |     |               |                    | S.,                |               |               |
| 業      | 主   | 1,070         | 915                | , 674              | 86            | 63            |
| 雇傭者    | { 男 | 2,950         | 2,713              | 2,567              | 92            | 87            |
|        | 女   | 1,080         | 1,048              | 930                | 97            | 86            |
| 製造兼小寶業 |     |               |                    |                    |               |               |
| 業      | 主   | 410           | 397                | 675                |               |               |
| 雇 傭    | 者   | 300           | 423                | 855                |               |               |
| ۱,     |     | 1             | l                  | J                  |               |               |

| •          | I      | i      | 1          | g. T       | , . |
|------------|--------|--------|------------|------------|-----|
| 商業         |        |        | ` .        |            | ,   |
| 業主         | 1,290  | 1,500  | 1,456      | 116        | 113 |
| 雇傭者(男      | 480    | 543    | 661        | 113        | 138 |
| 女          | 230    | 283    | 324        | 123        | 141 |
| 運輸通信業      |        |        | ,          |            |     |
| 業主         | 70     | 64     | <b>6</b> 6 | 91         | 94  |
| 雇傭者(男      | 1,330  | 1,341  | 1,298      | 101        | 98  |
| 女          | 230    | 205    | 157        | <b>8</b> 9 | 68  |
| 自由業        |        |        |            |            |     |
| 業主         | 200    | 226    | 351        | 113        | 176 |
| 雇 傭 者 ∫ 男  | 470    | 578    | 573        | 123        | 122 |
| 女          | 340    | 374    | 392        | ·110       | 115 |
| 公務及び公共團体   | j      |        |            |            |     |
| 業主         | 10     | 13     | 12         |            |     |
| 雇傭者        | 1,650  | 1,660  | 1,528      | 101        | 93  |
| その他の産業及不詳  |        |        |            |            |     |
| 業主         | 270    | 314    | 340        | 116        | 126 |
| 雇傭者(男      | 650    | 538    | 521        |            |     |
| 女          | 310    | 240    | 323        |            | ·   |
|            | 1      |        |            |            |     |
| 全 産 業      |        |        |            |            |     |
| 業主         | 9,610  | 9,553  | 10,169     | 99         | 106 |
| 雇 傭 者      | 11,890 | 12,255 | 12,209     | 103        | 103 |
| <b>月</b> 男 | 8,870  | 9,234  | 9,226      | 104        | 104 |
| 女          | 3,020  | 3,021  | 2,983      | 100        | 99  |

### (第十二表 A) 雇 傭 者

|      |   | 22年臨時      | 2 3     | 年 度 | 2.4 年 度 |     |                 |
|------|---|------------|---------|-----|---------|-----|-----------------|
|      |   |            | 國勢調査    | 指 數 | 推定人員    | 指 數 | 推定人員            |
| 農    |   | 業          | 31,434  | 110 | 34,577  | 126 | 39,607          |
| 林    |   | 業          | 26,604  | 110 | 29,264  | 126 | 33,521          |
| 水    | 產 | 業          | 32,886  | 75  | 24,665  | 80  | 26,309          |
| Ande |   | <b>"</b> 月 | 100,717 | 85  | 85,609  | 75  | 75 <b>,</b> 538 |
| 鑛    |   | 業人女        | 15,763  | 92  | 14,502  | 59  | 9,300           |

| _              |   |                  |      |                 |       |                 |
|----------------|---|------------------|------|-----------------|-------|-----------------|
| the are to see | 男 | 45,256           | 93   | 42,088          | 77    | 34,847          |
| 建設工業           | 女 | 3,234            | 68   | 2,199           | 54    | 1,746           |
| dell set - sua | 男 | 116,498          | 92   | 107,178         | 87    | 101,353         |
| 製造工業           | 女 | 33,845           | 97   | 3 <b>2,</b> 830 | 86    | 29,107          |
| 16.3.野草山,米珠    | 男 | <b>5,</b> 913    | 104  | 6,150           | 104   | 6,150           |
| がス電氣水道業        | 女 | 631              | 100  | 631             | 99    | 625             |
| H. 24          | 男 | 20,361           | 113  | 23,008          | · 138 | 28,098          |
| 商業             | 女 | 8,216            | 123  | 10,106          | 141   | 11,585          |
| 金融業            | 男 | 5,704            | 113  | 6,446           | 138   | 7,872           |
| 金融業            | 女 | 3,377            | 123  | 4,154           | 141   | 4,762           |
| 運輸通信業          | 男 | 100,148          | 101  | 101,149         | 98    | 98,145          |
|                | 女 | 13,750           | ₹ 89 | 12,238          | 68    | 9,350           |
| サービス業          |   | 17,428           | 103  | 17,951          | 103   | 17,951          |
| 自由業            | 男 | 23,677           | 123  | 29,123          | 122   | 28,886          |
|                | 女 | 14,520           | 110  | 15,972          | 115   | 16,698          |
| 公務及び團体         | 公 | (0.500           |      | 58,425          |       | 75 <b>,</b> 388 |
|                | 團 | 60,566 (20,883)  | 101  | 21,092          | 93    | 19,421          |
| その他の産業         |   | 15,157           | 103  | 15,612          | 103   | 15,612          |
| 合 計            |   | 695 <b>,</b> 685 |      | 694,969         |       | 691,871         |

### (第十二表 B) 個 人 業 主

|      |      | 22年臨時           | 2 3 | 年 度     | 2 4 | 年 度         |
|------|------|-----------------|-----|---------|-----|-------------|
|      |      | 國勢調査            | 指 數 | 推定人員    | 指數  | 推定人員        |
| 農    | 業    | 171,120         | 97  | 165,986 | 104 | 177,965     |
| 林    | 業    | 4,415           | 97  | 4,283   | 104 | 4,592       |
| 水 産  | 業    | 36,698          | 99  | 36,331  | 119 | 43,671      |
| 鑛    | 業    | 511             | 99  | 506     | 106 | 54 <b>2</b> |
| 建設。  | C. 業 | 9 <b>,</b> 775  | 88  | 8,602   | 107 | 10,459      |
| 製造   | C 業  | 28,324          | 86  | 24,359  | 63  | 17,844      |
| 商    | 業    | 33 <b>,</b> 879 | 116 | 39,300  | 113 | 38,283      |
| 金 融  | 業    | 451             | 116 | 523     | 113 | 510         |
| 運輸通  | 信 業  | 6,858           | 91  | 6,241   | 94  | 6,447       |
| サービ  | ス業   | 9,904           | 116 | 11,489  | 126 | 12,479      |
| 自 由  | 業    | 9,688           | 113 | 10,947  | 176 | 17,051      |
| その他の | 產業   | 1,544           | 116 | 1,791   | 126 | 1,945       |
| 合    | 計    | 313,167         |     | 310,358 |     | 331,788     |

### 助勞所得と個人業主所得

不詳」 は、 することがより良き接近であろう。この指數は第十一表のごとく計算される。ただしこの指數によつて人員推計を試 業」の雇傭者については全産業の雇傭者指數を、 みるに當つて、 林業には農林業指數を等しく適用し、 第十一表の指數を利用した推計であるが、この利用にあたつてわれわれは次のごとき操作を試みた。即ち農業と のそれを、 更にもう一つの加工が要求されよう、それは産業分類の相違にもとずく調整である。第十二表A 更に<br />
鏡業業主には<br />
全産業の<br />
業主指數を<br />
それぞれ<br />
準用したのである。 金融業には商業の指數を用い、 又サービス業及び「その他の産業」の業主には「その他の産業及び サービス業とガス電氣水道業及び「その他の産

この表の基礎となつている二十二年十月・二十三年度平均・二十四年度平均の産業別地位別就業者數は、 のであるが、 總理府統計局統計相談所の御好意にもとずく。 勞働力調査基本表に

鑛業の二十二年十月分は「その他の産業及び不詳」の項に含められているので、 二十二年臨時國勢調査の數字を利用して指數計

算を施し

30 若 それを準用することとした。 製造兼小寶業のデータを考慮することは、 ス業及びその他の産業の業主に準用し、 これらの準用の意味は次のごとくである。 し業主については、鑛業のそれは一萬人(推計單位)に滿たないので、これを酙酌せずに計算しても大差なしとみて、 千不合理をあらわすので、この項目の雇傭者のデータを利用しないこととし、從つて「全産業」にその準用指數か求めた。 他の産業といわゆる不詳が含まれているのであるが、 又第十一表の商業には金融業が含まれているので、商業指數をそのまま商業と金融業双方に用いた。 ただ鑛業業主のみはこの指數を準用しては若干危險があると考え、 かえつて混亂を増すので利用を差し控えた。 第十一表の「その他の産業及び不詳」の中には、 二十二年十月は前註にも觸れたどとく鑛業をも含んでおり、 公務に關しては註2を参照のこと。 サービス業・ガス電氣水道業・ とりあえず全産業の サービ

過小評價、 一十四年の人員、 のようにして推定された雇傭者總數と個人業主總數を、旣述のごとき約四四%及び二〇%の推定比率にもとずく 個人業主總數において約五・二%の過大評價となる。が前者における極めて小さな誤差も、 雇傭者六九三、 六八二人・個人業主三一五、三一〇人と比較すれば、 雇傭者總數にて約○・三%の おそらくは偶

それでは 別構成上 律 る道民所得はい 矛盾とし 然的な結果であるかもしれない、 にひきのばす方法に比して、 なく、 て批判に値 特異性を指摘 年 かなる態様を有するか、 度間平均における比例であり、これにもなお多くの過誤を含むとはいえ、總人口增加率で各 いする態度であるかもしれない。 したわれ 數步の前進であると主張することが許されるであろう。 個別的に檢討すればなお多くのプラス・マイナスの差異があるであろう。 われが、 この問題に直面するにさきだちわれわれは被乘數の問題を整理しておこう。 いま全國の增減と比例する變化を北海道に想定したこと自體、 しかしながら、ここでの比例的な關係は、 これらの推定人員を乘數とす 月々の變化における 旣に つの自 産業を一 地

31 な個處が二・三点あり、 る これから二十二年の雇傭者+個人業主比率により雇傭者十個人業主合計を算出し、 青森縣の場合は若干複雜で、二十二年臨時國調の產業別地位別人員な勞働力調査指數によって延長し、 抽出結果によっている(前掲「二十四年・二十五年及び二十六年宮城縣報告」参照)。 いて個人業主・雇傭者それぞれの産業別構成比率を計算する、他方總人口增加率と勞働力調査指數によつて就業人口總數を求め、 して勞働力調査の指數 合の指數は經濟安定本部財政金融局作成のものであり(「同右」六頁參照)、二十五年は雇傭者については國勢調査の六〇分の 新潟縣では、 二〇頁参照)、宮城縣では、 來なかつた。 のお 頁参照)、二十四年は二十三年の所得實績を雇傭指數・賃銀指數・生産指數・物價指數で延長する方法をとつているが、この 参考までに他縣における人員推計の方法を紹介してみよう。 の雇傭者總數と個人業主總數を出し、 青森縣結果書」一四一一五頁參照)。 縣獨自の二十四年度産業別人口狀態に闘する資料及び職業調査の結果を利用しておりへ前掲「新潟縣報告書」一九 なお産業別の指數では、 (二十三年八月及び二十四年八月?) て延長推計している(前掲「秋田縣報告書」 それらにつき書簡で再度御教示をお願いしたのであるが、現在に至るまでついに何ら返答を得ることが 二十三年は主として人口増加率でひきのばしへ前掲 二二十三年及び二十四年宮城縣報告」四〇― **鑛業・ガス電氣水道業・金融業・サービス業・その他の産業に同一** 先に計算しておいた構成比率でこの雇傭者總數と個人業主總數とを按分するのであ しかしこれだけの説明と同書掲載の推計表だけからは、 これを基礎とし更に勞働力調査指數によつで 秋田縣では、二十二年臨時國調を基礎と のものを使用している。 その延長計算の結果につ 三八一三九頁參照)。 筆者にとつて理解困難 四

五

る 。 。 。 。 ٤ 上止むをえないであろう。 格差を北海道においてそのまま利用することは、 資料のない産業ではこの指數の一部を借りるか、 て檢討しよう。 の人員による加重平均がそこで考えられていることになり、從つて男女人員が同一率で變化するという假定を捨てる つ全國と北海道とでも異なつている事實よりして必ずしも當を得た處置とはいえないが、(3) 被乘數即ち平均所得に關しては、 との加 嚴密にいえば、 重平均値も當然ながら少しく變化するのである。 平均賃銀の算定は、 一年のある一定時における格差をもつて年度間平均の格差と考えることや、 ただし一定の格差を男女合計した一人當り平均賃銀に乘ずる場合は、 事業所賃銀調査の結果を毎月勤勞統計調査の指數で延長することが基本となり、 二十三年度は本誌前號において觸れているので、ここでは二十四年度を中心とし または 産業別賃銀水準の月々の變化態様が甚だしく相違するものであり、 事 業 所 賃銀調査及びその他の方法による格差を利用してい (後出第十九表Bをみよ 現在のところ資料の關係 男女別 全國のデータによる 々の平均賃銀

32 計算されてある指數とを比較せられたい)が、 生ずる問題は將來發生しないことになった。 ことを指摘した 本誌前號において、毎月勤勞統計(毎勤)による指數と毎月賃金調査(毎賃)による指數が、 (「商學計究」 第二卷第一號、 一五八―一五九頁參照、その一五八頁の第七表と「分配道民所得第一 本年四月より、每貫は毎勤の地方調査として一元化されるに至り、 かなりその動きを異にしている 一次推計」

毎月賃金調査による雇用指數に對する統計技術的疑義と修正意見」昭和二十六年五月。 おこの毎賃の調査集計方法について、その基礎にある統計理論と實際における技術的操作との間に存するギャップ、 ツブより生ずる重大なる誤謬を指摘した注目すべき文獻を、参考までにあげておこう。 北 海道 立 勞働科學研究所研究資料

33 前揭「第一次推計」二八—二九頁。

### (第十三表)

### (單位千圓)

|          |   |          | - |    | サンプ       | サンプル平均  | 總                                     | 額             |
|----------|---|----------|---|----|-----------|---------|---------------------------------------|---------------|
|          | 中 | 央        | 地 | 域  | 14        | 513     |                                       | 7,182         |
| ₩ A → #  | 東 | 部        | 地 | 域  | 6         | 591     |                                       | <b>3,5</b> 46 |
| 綜合工事     | 南 | 部        | 地 | 域  | 6         | 585     |                                       | 3,510         |
|          | 北 | 部        | 地 | 域  | 4         | 608     |                                       | 2,432         |
|          | 計 |          |   |    | (4)<br>30 | (2,297) | 1                                     | 16,670        |
| <b>承</b> |   | ‡        | 勻 |    |           | (574)   |                                       | 556           |
| THE PART | 中 | 央        | 地 | 域  | 5         | 375     |                                       | 1,875         |
| 職別工事     | 東 | 部        | 地 | 域  | 5         | 476     |                                       | 2,380         |
|          | 計 |          |   | •  | (2)<br>10 | (851)   |                                       | 4,255         |
| 弈        |   | <b>1</b> | þ |    |           | (426)   |                                       | 426           |
| ***      | 中 | 央        | 地 | 域  | 5         | 428     |                                       | 2,140         |
| 設備工事     | 南 | 部        | 地 | 域  | 1 -       | 124     |                                       | 124           |
|          | 計 |          |   |    | (2)<br>6  | (552)   |                                       | 2,264         |
| 平        |   | ¥        | 自 | ./ |           | (276)   |                                       | 377           |
|          |   |          |   |    | 1         |         | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |               |

勤勞所得と個人業主所得

十六年五月(謄寫印刷)、第四章を参照。は、北海道立勞働科學研究所「道民經濟におけるは、北海道立勞働科學研究所「道民經濟における

問がある。 平均業主所得のサンプル調査を行つた産業は、 方法についてであるが、二十四年度分に關して 體としての平均所得であるから、各分類項目別 建設工業・製造工業・商業(小賣業のみ)・ それと異なつた値になり、 數が同一でない限り、 の平均が同一でない限り、 ービス業であり、このうち建設工業及び小賣業 ま求めるものは全體としての人員を乘ずべき全 で平均するという誤つた方法をとつている。 **賈業サンブル調** 業主所得の算定に關しては、 分類した項目の平均所得を更に分類項目數 第十三表及び第十四表は、 それはサンプルのとり方及び集計の 査 の集計について闲計算の結果 項目別平均の平均は當然 明 又各項目のサンブル 6 技術的に若干疑 建設工業及び小 かに 不當であ ሇ

勸勞所得と個人業主所得

(第十四表)

(單位千圓)

|   |            |            |      | サンプル 數     | 營業收入            | <b>營業收</b> 支差額 | 同左平均    |
|---|------------|------------|------|------------|-----------------|----------------|---------|
| 吳 |            |            | 服    | 34         | 87,352          | 10,278         | 302     |
| そ | の他の        | の食料        | 品    | 22         | 34 <b>,</b> 535 | 4.780          | 217     |
| 木 | 竹          | 製          | nii, | ، 8        | 8,390           | 1,590          | 189     |
| 小 | 間 物.       | 荒          | 物    | 65         | 88,576          | 21,378         | 329     |
| 欆 | 械 及        | と 器        | 具    | 7          | 13,935          | 504            | 72      |
| 書 | 籍及         | <b>、 雑</b> | 誌    | 27,        | 29,430          | 7,496          | 278     |
| 醫 | 藥 •        | 化 粧        | 品    | 31         | 29,384          | 13,325         | 430     |
| 果 | 實 •        | 蔬          | 菜    | 15         | 14,525          | · 2,725        | 182     |
| 洋 | 那          | Ę          | 類    | 8          | 24 <b>,2</b> 00 | 854            | 107     |
| 金 |            |            | 物    | 21         | 25,399          | 4,858          | 231     |
| 時 | <b>計</b> • | 眼          | 鏡    | 15         | 12,529          | 3,867          | 257     |
| 陶 | 磁          | ķ          | 器    | 2          | 3,484           | 327            | 164     |
| 洋 | n .        | 雜          | 貨    | 12         | 18,400          | 2,484          | . 207   |
| 生 | 鮮          | 魚          | 介    | <b>2</b> 9 | 62,088          | 7,990          | 276     |
| 洋 | 和 傘        | 及 履        | 物    | 17         | 15,267          | 2,846          | 167     |
| 玩 | 具 •        | 文 房        | 具    | 4          | 3 <b>,</b> 505  | 718            | 180     |
| 台 | <b>)</b>   | a          | ŀ    | 317        | 470,999         | 86,020         | (3,588) |
| 4 | <b>S</b>   | #          | 1    | (16)       | 1,486           | 271            | (224)   |

しと、 ないので、 方については報告書の中に全然説明が 收支差額について、二七一千圓という といわねばならない。 を、 表において、 を對比したものであり、 であるが、 二重の誤りであろう。 その場合二二四千圓を採用することは のとり方に問題が存するのであつて、 ものであるとすれば、それはサンプル 額がいわゆる實情以上に甚だしく高い つて内の計算結果は採用できないも るという積極的な根據のない限り、 サンブル平均收支差 賣業のサンプル平均收支差額三〇二手 同等の重要性をもつて取り扱 サンプル數二の陶磁器小賣業の 例えばいまの小賣業につい 詳しい内容は知りえないの サンプル數三四の吳服小 額 サンプルのとり もし小賣業平均 例えば第十四 六 四千頃と ፈኒ 5

A、ST 二十三年度は同表。Bのごと みると、二十四 る。業種の分類 年度は第十五表 に、醫藥化粧品 か。A表におい 來ないのである が異つているの の農業町村、生 多くむらがある においてはより が、二十四年度 で直接比較は出 鮮魚介の農業都 てみられるよう のではなかろう

### (第十五表 A)

|            | 一般都市 | 農業都市 | 漁業都市 | 炭鑛<br>都市 | 一般町村 | 農業町村 | 漁業町村 | 炭鑛<br>町村 | 計    |
|------------|------|------|------|----------|------|------|------|----------|------|
| <b>奥</b> 服 | 1    | 2    | 3    | 1        | 14   | 4    | 6    | 3        | 34   |
| その他の食料品    | 6    | 5.   | 1    |          | 2    | 2    | 2    | 4        | 22   |
| 木竹製品       | 3    | 1    | 2    |          | 2    |      |      |          | 8    |
| 小間物・荒物     | 14   | 6    | 3    | .4 ±     | 20   | . 13 | 3    | 2        | 65   |
| 機械及器具      | 1    | 1    | 1    |          | 1    | 1    | - 1  | 1        | 7    |
| 書籍及雜誌      | 15   |      | 3    |          | 4    | 2    | 2    | 1        | . 27 |
| 醫藥・化粧品     | 1    | -> 1 | 1    |          | 5    | 16   | 3    | 4        | 31   |
| 果 實・蔬 菜    | 3    |      | 3    |          | 1    | 4    | 3    | 1        | 15   |
| 洋 服 類      | 2    |      | 4    |          | 2    |      |      |          | 8    |
| 金 物        | 4    | 5    | ·    |          | 2    | 7    | 3    |          | 21   |
| 時計·眼鏡      | 3    | 3    |      | 1        | 3    | 2    | 1 -  | 2        | .15  |
| 陶磁器        | 1    |      |      |          | 1    |      |      |          | . 2  |
| 洋品雜貨       | 3    | ć    | 3    |          | . :  |      |      |          | 12   |
| 生 鮮 魚 介    | 2    | 17   | . 1  | 1        | 4    | 2    | 1    | 1        | 29   |
| 洋和傘及履物     | 3    | . 2  |      | 1        | 3    | 4    | 3    | 1        | 17   |
| 玩具••文房具    |      |      | 1    |          | 1,   | 2    | , %, |          | 4    |
| 計          | 62   | 49   | 26   | 8        | 65   | 59   | 28   | 20       | 317  |

### (第十五表 B)

|   |     |          | 一般都市 | 農村<br>都市 | 漁村都市 | 炭鑛<br>都市 | 一般町村 | 農村 | 漁村 | 炭鑛町村 | 計  |
|---|-----|----------|------|----------|------|----------|------|----|----|------|----|
| 食 | 糧   | nn<br>nn | 6    | 4        | 2    | 1        | 3    | 1  | 2  | 1    | 20 |
| 自 | 轉   | 車        | 5    | 2        | 1    | 1        | 3    | 1  | 2  | 1    | 16 |
| 鮮 |     | 魚        | 5    | 2        | 1    | 1        | 3    | 1  | 1  | 1    | 15 |
| 玩 |     | 具        | 3    | 3        | 2    | 1        | 2    | 1  | 1  | 1    | 14 |
| 履 | *** | 物        | 6    | 3        | 2    | 1        | 3    | 1  | 2  | 1    | 19 |

| 勤 |
|---|
| 勞 |
| 所 |
| 得 |
| ځ |
| 個 |
| 人 |
| 業 |
| 主 |
| 所 |
| 貋 |

|         | ţ   |    | ı   | ı   | ,   | <b>{</b> | ſ          | ,   | ſ   |
|---------|-----|----|-----|-----|-----|----------|------------|-----|-----|
| 交 房 具   | . 4 | 3  | 1   | 1   | 3   | 1        |            |     | 12  |
| 書籍      | 5   | 3  | 1   | 1   | 3   | 1        | 1          | 1   | 16  |
| 時計・眼鏡   | 6   | 3  | 2   | 1   | 2   | - 1      | 2          | 1   | 18  |
| 古 道 具   | 3   | 1  | 1   | 7   |     |          | (2)        | ,   | 6   |
| 青 果     | 4   | 3  | 2   | 1   | 3   | 1        | 1          | 1   | 17  |
| 食 肉     | 5   | 3  | 2 - | 1   | 3   | 1        |            | 1   | 16  |
| 菓 子     | 3   | 3  | 1   | 1   | 3   |          | 2          | 1   | 14  |
| 電氣器具    | 3.  | 3  | 1   |     | 3   | 1        | 1          |     | 12  |
| 陶 磁 器   | 3   | 2  | 2   | 1   | 3   | 1        | 1          | 1   | 14  |
| 藥 種     | 6   | 3  | 2   | 1   | . 3 | 1        | 2          | 1   | 19  |
| 金 物・荒 物 | 3   | 3  | 1   | · 1 | 3   | 1        | 1          | 1   | 14  |
| 古 着     | 4   | 3  | 2   | - 1 | 3   |          | 1          | 1   | 15  |
| 化粧品小間物  | 5   | 3  | 1   | 1   | 3   | 1        | 2          | , 1 | 17  |
| 家 具     | 3   | 3  | 1   | 1   | 3   | 1        | 2          | 1   | 15  |
| 計       | 82  | 53 | 27  | 17  | 52  | 16       | (26)<br>25 | 16  | 289 |

が、 りかっ から、 果を呈していることは、この面において問題を多く殘して いるものと思われる。 のであるならばとも角、 も少ないのであろうか。層別化のない全般的なラング♪・ 市は何故にかくも多數のサンブルがとられているのであろ いるように見うけられるにかかわらず、 ンプリング法を採用して、 業主當り所得が又他の産業に利用されているのである 定の格差によつて他の商業部門に轉用され、その商 叉B表と比較して陶磁器や玩具文房具が何故にかく この問題の意義は極めて重要である。 殊にこの小賣業のサ 業種別地域別が相當重要視されて 偶然とのような結果になつた なおこのような結 ンプル調査結果

36 前掲「第一次推計」九一頁による。 同右」九八頁及び一〇二一一〇五頁による。

前揭「二十三年度生産道民所得調査結果報告」一〇之—一二 同右」一〇二一一〇五頁による。

又業主所得計算において直接人的方法をとつていないの 計表上のくいちがいである。 三頁による。表中かつこにて示したのは、 業種別と地帶別の集

であるが、總所得から勤勞所得を差引くことによつてそれ

### 勤勞所得と個人業主所得

### (第十六表)

(單位千圓)

|   | 2             | 3   | 年  | 度        | 所得率   | 所 得                                   | 修 正<br>所得率 | 修正所得                      |
|---|---------------|-----|----|----------|-------|---------------------------------------|------------|---------------------------|
|   | *****         | 般   | 用  | 材        | 77.31 | 3,248,497                             | 78.15      | 3,283,793                 |
|   | 薪             | 炭   | 用  | 材        | 77.31 | 134,814                               | 78.15      | 136,280                   |
| l | カ*            | ス   | 用  | 薪        | 28.00 | 4,609                                 | 28.00      | 4 <b>,</b> 609            |
| İ | 普             | *   | 通  | 薪        | 77.31 | 266,774                               | 78.15      | 269,672                   |
|   | 木             |     |    | 炭        | 47.36 | 330,484                               | 48.68      | 339 <b>,</b> 695          |
| l | 野             |     | 鳥  | 縪        | 73.32 | 32,272                                | 74.21      | 32,664                    |
|   | 特             | 殊   | 林  | 產        | 73.32 | 37,060                                | 74.21      | 37,510                    |
|   | <del>il</del> |     |    | <b>*</b> |       | 4,054,510                             |            | 4,104,223                 |
|   | 2             | 4   | 年  | 度        |       | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | ,          | ,                         |
|   | <del>-</del>  | 般   | 用  | 材        | 77.68 | 5,204,600                             | 77.65      | 5,202,590                 |
| ١ | 薪             | 炭   | 用  | 材        | 77.68 | 1,482,369                             | 77.65      | 1,481,797                 |
|   | ))*           | ス   | 用  | 薪        | 31.92 | 1,383                                 | 45.17      | 1,957                     |
|   | 普             |     | 通  | 薪        | 77.68 | 220,105                               | 77.65      | 2 <b>2</b> 0 <b>,</b> 020 |
|   | 木             |     |    | 炭        | 42.07 | 333,863                               | 52.52      | 416,793                   |
|   | 特             | 殊   | 林  | 產        | 44.65 | 44,203                                | 38.23      | 37,847                    |
|   | 苗             | .7  | (民 | (管)      | 68.98 | 52,343                                | 69.36      | 52,631                    |
|   |               | //  | (官 | 營)       | 36.98 | 20,463                                | 38.65      | 21,387                    |
|   |               | . 1 | 計  | •        |       | 7,359,329                             |            | 7,435,022                 |

叉苗木生産ではサンブル毎の所 均所得と同様俵當り金額から、 ら所得率を求め、瓦斯用薪生産 當り平均經費及び利益の平均か 當り平均所得の平均と、同樣石 係ではない。このサンプル調査 算しているのである。 (39) 得率を平均して、木炭製造にお ず素材生産ではサンプル毎の石 は五業種目に分かれており、先 計算もいまの問題と決して無關 を求めるという處置 得率の平均によつて所得率を計 均によつて、最後に特殊林産で ではサンプル每の八貫俵當り平 はサンプル每の原木一石當り所 いてもサンプル每の所得率の平 林業サンブル調査の所得率 カン らみれ

### 勤勞所得と個人 業主所得

り平均 ら、 する林業個 あろう。 で、 を 算に當つては、 かつそれにもとずく所得率から求められる所得額と、 查 くまでも Ø 經營内に のことであつて、 サンブ ブル全體にひきもどし、 についてもいいうることである。第十六表は、 サ 出來うるかぎりの修正にとどまつた。 計算をとることは、 生產石數 ンプル '所得率を更に單純平均することの誤りは、 總所得 ま既知 從つてとの總額から、 ル おける單位當り所得 全體 を抽出する場合と意味が異なる。 人業主 の異なるサンプルにおいて石當り計算をとることは不合理であろう。從つてまた各經營體 の所得率に訂正した。(4) と總産額との比率であつて、 の總産額 一般用材では石當り計算を總額にひきもどし、 所得 ታ ンブルのとり方に關しては、 þ 總石數の中から標本石數だけのサンプルを抽出したことになり、 から總所得を求めるために所得率を得ようとしているのであるから、 特殊林産の二十四年度も石り計算を總額にあらため、 相當の變化がみとまれるといわねばならない。 と單價との比率の平均でもない。 別の計算によつて求めた勤勞所得總額を控除し、 又二十四年のガス用薪及び木炭は修正すべき充分なるデー その結果生じた林業所得總額における差異は、 個 との場合は、 々の經營における所得と産額の比率の平均ではなく、 兩年度のサンプル調査結果の集計計算を出來うるかぎり正確にし、 もはやいうまでもあるまい。 他のサンブル もとの所得額とを對照的 後者經營體をサンブル單位として考えているようである 木炭の二十三年度はサンプルの支廳別平均 從つてとのサンプル調査で一石當り 調査と同様問題 勿論以 以上のととは二十三年度のサ に示したものであるが、 が残つていよう。 苗木では Ŀ 個人法人の比率により按分して算出 の修正計算は單に集計表について 決して僅少とはい . ታ 總經營數から標本經營體 ンブル この際必要なものは タが集計表にない 每 へもしくは いわ の所得率 その所得率計 における石當 んや の平均を えない 一の平均 個 俵當 數 7 調 0 0 あ

## 39 前揭「第一次推計」六八—七三頁。

40 薪炭用材及び普通薪は兩年とも一般用材の所得率を準用し、 二十三年度の野鳥獣及び特殊林産は、 素材 木炭の總産額合

なお附言的に、 あることも修正しなければならぬ個所ではあるが、 重 つては價格 は單に價格マイナス經費小計でよいのに、 四〇頁) 誤りを犯している(前掲 のであるが、二十四年度の集計表では二十三年度のそれと異なり、經費小計中に既に加工賃が含まれていない、 ス用薪では、 兩年度ともサンプルが支臨別に整理されているが、 マイナス經費小計 のに、二十四年にはそれがない(「第一次推計」 から所得率を計算しているので、 水産業のサンプ その所得は價格マイナス經費小計プラス加工賃となる(前掲「二十三年 度 生 産 「第一次推計」七〇一七一頁参照)。 マイナス加工賃のごとく行つており、 ル調査について若干觸れておこう。二十三年度は漁撈業の漁具別 表頭には價格マイナス經費小計プラス加工賃なる公式を掲げ、 表に示すごとくそれぞれ變つてきているのである。 俵敷が記載してないので、 二十三年度は支廳別のサンプル敷が附記してある 七二―七三頁)、この点疑問のまま未修正で この外に各サンプルの數字がすべて八貫俵 更にその各サンプルの所得率を單純に平均しているという三 兩年度ともその部分は未修正のままである。 道民所得報告」 しから實際の計算に當 サン わる。 俵當りのも (「生産所得報 ブル 從つてここで 訓 查 K ょ

これを所得總額から控除しそれに個人分比率を乘じて個人業主所得を計算していたが、その後、(4) ように響いていつたかは判明し難い 七表のごとくになる。 未滿工場 つて漁具別 統 サ がかなり變化している。 性 調查及び生産者一貫加工の たサ õ ル があったとは思われず、 ンブル 所得 所得率を準用 數も掲示 が計算され、 經營體は大規模に相當偏つていたと考えられよう。 しておい これは同表の着業數からそれぞれ抽出されたものとみてよいであろうが、 いまこの修正された漁撈業のサンプル調査につき、 以上を合計して水産業所得を求め、 た 更に漁撈業全體 が、 第二に全體 生産額が修正され、また生産者一貫加工にもサンプル調査が實施されるなどして、全 やは が、この点に問題を残していることは勿論である。同表では参考までに二十四年 り前記と同様のことがいえるのではなかろうか。殊に兩年ともサンプ の平均生産額とサンプルの平均生産額とを比較して明らかなように、 の所得率が養殖業にも準用され、 勤勞所得は前記漁撈業の勞務賃銀をそのままとり、 との偏りの結果が、 サンプル數を漁具別 かつ生産者 所得率と勞務賃銀率 一貫加工は食料品工業五人 第 漁撈業生產額 に列記すると第十 に抽出 數の ーにどの ル 決定 d's 同 抽 度

勤勞所得と個人業主所得

#### (第十七表)

|            |     |       | <b>着業數</b> | 平均生產額            | 數 | サンプル平均<br>生 産 額 | 24年度サ<br>ンプル數 |
|------------|-----|-------|------------|------------------|---|-----------------|---------------|
| 鯟          | 定   | 置     | 1,360      | 925 <b>,</b> 915 | 5 | 1,234,812       | 6             |
| . #        | 刺   | 網     | 7,224      | 16,090           | 8 | 200,076         | 9             |
|            | か釣り | (船 持) | 9,313      |                  | 2 | 190,000         | <b>′</b> 9    |
| "          |     | (乘組員) |            |                  | 3 | 45,333          | 3             |
| 機          | 船   | 底 曳   | 190        | 1,038,119        | 6 | 9,469,936       | 7             |
| 小          | 型   | 手 繰   | 1,293      | 95,510           | 7 | 1,342,557       | 16            |
| 鮓          | 漕   | 曳     | 916        | 626,442          | 2 | 507,000 ·       | 2             |
| "          | 底   | 建     | 959        | 131,345          |   |                 |               |
| <i>]</i> / |     |       | (1,875)    | (373,217)        |   |                 |               |
| 鯳          | 刺   | 網     | 1,157      | 108,891          | 2 | 140,400         | 2             |
| "          | 延   | 繩     | 1,781      | 90,032           | 4 | 1,541,250       | 6             |
| 鮫          | 刺   | 網     | 128        | 698,779          | 1 | 1,095,775       | 2             |
| "          | 延   | 繩     | 314        | 137 <b>,27</b> 6 | 1 | 170,000         | 1             |
| 鱈          | 延   | 繩     | 1,157      | 69,469           | 2 | 798,165         | <u>,</u> 1    |
| 7          | 刺   | 網     | 1,781      | 35,459           |   |                 |               |
| "          |     |       | (2,938)    | (48,853)         |   |                 |               |
| 魚溫         | 定   | 置     | 830        | 259,250          | 5 | 2,589,950       | 7             |
| 鮭          | 定   | 置     | 399        | 2,337,229        | 7 | 2,593,697       | . 6           |
| 昆          | 布   | 採 取   | 25,595     | 37,041           | 4 | 94,434          | 10            |
| ′ そ        | Ø   | 他     | 28,500     | <b>37,88</b> 6   |   |                 | 4             |

%・○・五八%及び○・○九%を示 當該漁具總産額のそれぞれ○・○五 率がマイナスもしくはかなり低くな であり。かつそのサンブル生産額は つている錵漕曳・鮫刺網・同延繩な あろうか。ちなみに、この一個のサ 三三%であるが、この異常な率をそ の外賃銀率が甚だ高く、從つて所得 〇・一二%にすぎないのである。こ のまま使用しても差し支えないので は、サンブルーで、所得率マイナス ろうか。例えば二十四年度の鱈延繩 及び賃銀を推し測つてよいものであ 所得率及び賃銀率で當該漁具の所得 ンプルの生産額は鱈全體のそれの約 一六・四五%、勞務質銀率一一三・ つの部分もあるのであるが、その おのおのサンブル數二・二・一

# 勤勞所得と個人業主所得

#### (第十八表 A) 業 主 人 員

|         | 1      |                | 1       |
|---------|--------|----------------|---------|
|         | 構成比率   | 2 3 年 度        | 2 4 年 度 |
| 卸 賣 業   | 8.95   | 3,517          | 3,426   |
| 小 寶 業   | 68.35  | 26,862         | 26,167  |
| 各種物品小賣業 | 3.16   | 1,242          | 1,210   |
| 露店商行商業  | 12.85  | 5 <b>,</b> 050 | 4,920   |
| 物品賣買仲立業 | 4.58   | 1,800          | 1,753   |
| 出 版 業   | 0.51   | 200            | 195     |
| 倉 庫 業   | 0.57   | 224            | 218     |
| 不動產取扱業  | 1.03   | 405            | 394     |
| 商業合計    | 100.00 | 39,300         | 38,283  |

# (第十八表 B) 業 主 人 員

|           | 22年臨時國調 | 2 3 年 度       | 2 4 年 度       |
|-----------|---------|---------------|---------------|
| (指 數)     |         | (116)         | (126)         |
| 接 客 業     | 4,256   | <b>4,</b> 937 | <b>5,</b> 363 |
| 理发理容及浴場業  | 3,028   | 3,512         | 3,815         |
| 勞務供給周旋業   | 56      | 65            | 71            |
| 物品預り業     | 595     | 690           | 750           |
| 娛樂與行業     | 171     |               | 215           |
| 廣告宣傳業     | 42      | 2,284         | 53            |
| その他       | 1,756   |               | 2,213         |
| サービス業 合 計 | 9,904   | 11,488        | 12,480        |

はならない。 ことにも問題がひそん 論ずることは、勿論當 でいる事實を見逃して を得ないであろうが、 主所得の過小評價とを 勞所得の過大評價と業 から直ちに水産業の勤 めるにすぎない。これ 42 43 和二十五年四月によ 四三一六一頁。 る。着業數及び平均生 相報告(第一輯)」昭 五四及び六三頁。 頁、サンプル數及びサ産額はその六六一六七 一十四年度水產經濟實 北海道水產部「昭和 前揭「生産所得報告 前揭「道民所得報告」

十八表 C)

(24年度)

| \$ |          |   | 構成比率     | 人员       |
|----|----------|---|----------|----------|
| 建  | 設 工 業    |   | (100.00) | (10,459) |
|    | 綜 合 工    | 事 | 17.85    | 1,867    |
|    | 職別工      | 事 | 77.05    | 8,059    |
|    | 設備エ      | 事 | 5.10     | 533      |
| 製  | 造 工 業    |   | (100)    | (17,844) |
|    | 金        | 屬 | 7        | 1,249    |
|    | 機械器      | 具 | 6        | 1,071    |
|    | 化        | 學 | 5        | 892      |
|    | 窯業及 土石 採 | 取 | 1        | 178      |
|    | 紡        | 織 | 16       | 2,855    |
|    | 製材及木製    | 品 | 15       | 2,677    |
|    | 食 料      | 品 | 25       | 4,461    |
|    | 印刷及製     | 本 | 1        | 178      |
|    | その       | 他 | 7        | 1,249    |
|    | 修理       | 業 | 17       | 3,034    |

47

四九千圓となろう。

業所得は一一、三二五、一一八千圓が一一、〇五九、

るのである)。その結果として、漁撈所得額七、五四

七、五五〇千圓は七、二八一、五八一千圓となり、水産

四・八六%であろう(これらは計算途中に誤りがあ

六・三八%であり、雑漁業の所得率四四・八六%は三

において [鰄延繩の所得率二三・六一%はマイナス三

訂正するにとどめる。即ち二十四年度サンプル調査

水産業については、ただ誤算と思われる個所のみ

六

われわれは、中分類別人員の推定のために二十二年事業所調査における事業所構成比率を用いるとか、他業からの平均 これまで述べてきたところにもとずき、二十三及び二十四年度の分配道民所得を試みに改算してみよう。この場合

所得準用の際の格差とか、その他推計のための基本的な方式はそのまま踏襲し、ただ人員推計におけるわれわれの假定

四年度のサンプル數は、前掲「第一次推計」七八一 ンプル平均生産額はその五六―六三頁。 ただし二十

前揭「第一次推計」八四一八五頁。 「同右」七四―七五頁及び八二―八五頁參照。

45

46

八七頁による。

 とサンプル調査集計上の各修正點を生かし、の各修正點を生かし、それらから影響の波及する個所の數字のみをする個所の數字のみを十表 A B に示すとおりである。(49)

#### (第十八表 D) 人 員

|           | 22年臨時國調          | 2 3 年 度 | 2 4 年 度 |
|-----------|------------------|---------|---------|
| 自由業業主     | 9,688            | (1.13)  |         |
| 醫療 衞生     | 5,282            | 5,969   |         |
| 法 務       | 317              | 358     |         |
| その他       | <b>4,</b> 089    | 4,621   |         |
| 自由業雇傭者    | 38,197           | (100.0) | 45,584  |
| 教育        | 22 <b>,22</b> 9  | (58.2)  | 26,530  |
| 教 育 以 外   | 15,968           | (41.8)  | 19,054  |
| その他の産業雇傭者 | (1)              | 15,612  | 15,612  |
| 進駐軍關係     | ( <del>D</del> ) | 5,613   | 5,087   |
| その他       | (1)—(11)         | 9,999   | 10,525  |

## (第十九表 A) 商 業 業 主 所 得 (24年度)

|         | 一業主當り所得額            |                           | 人員     | 所 得 額                      |
|---------|---------------------|---------------------------|--------|----------------------------|
| 小 寶 業   | 271+(1,486 × 0.015) | <b>千</b> 円<br><b>2</b> 93 | 26,167 | <sub>去円</sub><br>7,666,931 |
| 卸 賣 業   | 293 × 2.56          | 750                       | 3,426  | 2,569,500                  |
| 各種物品小寶業 | 小賣業を準用              | 29 <b>3</b>               | 1,210  | 354,530                    |
| 露店商行商業  | 293 × 0.46          | • 135                     | 4,920  | 664,200                    |
| 物品賣買仲立業 | 293×0.54            | 158                       | 1,753  | 276,974                    |
| 出 版 業   | 293 × 0.92          | 270                       | 195    | 52,650                     |
| 倉 庫 業   | 293 × 1.27          | 372                       | 218    | 81,096                     |
| 不動產取扱業  | 物品賣買仲立業を準用          | 158                       | 394    | 72,252                     |
| · 計     |                     | (307)                     | 38,283 | 11,738,133                 |

#### (第十九表 B) 平均所得

# (單位干圓)

|                     | 計 算 方 法                    | 平均賃銀    |
|---------------------|----------------------------|---------|
| サービス業 (24年度)        | 商業平均 5,061,468 × 0.72      | 91.836  |
| 自由業(〃)              |                            |         |
| 教 育                 | 公務及團体平均 8,242,410 - 94,809 | 86.937  |
| 教育以外                | 製造工業平均 13,569,562 × 0.73   | 75.929  |
| その他の産業<br>(進駐軍關係以外) |                            |         |
| 23年度                | 商 業 平 均 2,454,270 × 2.68   | 198.631 |
| 24年度                | 製造工業平均 104.013 × 1.08      | 112.334 |

# (第二十表 A) 23年度勤勞所得

|            | 一人當り額      | 人員              | 所 得               | 總額                           |
|------------|------------|-----------------|-------------------|------------------------------|
| 農業         | , <b>ы</b> |                 | <b>4</b> 円        | 子門<br>2 <b>,257,3</b> 56     |
| 林    業     | 67,895     | 29,264          |                   | 1,986,879                    |
| 水 產 業      | 1.0        |                 |                   | 4,181,337                    |
| (小 計)      | ,          |                 |                   | (8,425,572)                  |
| <b>續</b> 業 | 113,202    | <b>85,</b> 609  | 9,691,110         |                              |
| 女          | 48,804     | 14,502          | 707,756           | 10 <b>,</b> 398 <b>,</b> 866 |
| │          | 117,096    | 42,088          | 4,928,336         | '                            |
| 建設工業(女     | 51,549     | 2,199           | 113,356           | 5,041,692                    |
| <b>第一次</b> | 90,074     | 107,178         | 9,653,951         | ·                            |
| 製造工業女      | 39,653     | 32,830          | 1,301,808         | 10,955,759                   |
| ガス業電 氣業 ∫男 | 85,207     | 6,150           | 524,023           | ٠.                           |
| 水 道 業 女    | * 43,313   | 631             | 27,331            | 551,354                      |
| ,<br>第     | 87,646     | 23,008          | 2,016,559         | ,                            |
| 商業女        | 43,312     | 10 <b>,10</b> 6 | 437,711           | 2,454,270                    |
| <b>分</b>   | 129,026    | 6,446           | 831,702           | ,                            |
| 金融業女       | 50,634     | 4,154           | 210,334           | 1,042,036                    |
| 罗松泽原世      | 125,376    | 101,149         | 12,681,657        |                              |
| 運輸通信業人女    | 62,836     | 12,238          | .768 <b>,</b> 987 | 13,450,644                   |

| _         | * .                 |        |           | _            |
|-----------|---------------------|--------|-----------|--------------|
| サービス業     | 41,181              | 17,951 |           | 739,240      |
| 自 由 業     |                     |        | \$ *      | 2,406,448    |
| 公務及團体     |                     | -      | a ·       | 4,746,245    |
| 2000年 4   |                     |        | 726,536   |              |
| その他の産業 くっ | 198,631             | 9,999  | 1,896,120 | 2,622,656    |
| (小 計)     |                     |        |           | (54,409,210) |
| 兼 業       | 54,409,210 × 0.0009 |        |           | 48,968       |
| 計         |                     |        |           | 62,883,750   |

イ、進駐軍關係, ロ、その他, 自由業は事業所平均勞務費×事業所數

## (第二十表 B) 23年度個人業主所得

(單位千圓)

|   |        | 1  |   |   |          |                |           |          |      |                  |
|---|--------|----|---|---|----------|----------------|-----------|----------|------|------------------|
|   |        |    |   |   | 計        | 算              | 方         | 法        | 所    | 得                |
| 農 |        |    |   | 業 |          | •              |           |          | 24,  | 604,244          |
| 林 |        |    | ý | 業 | (4,104,2 | 23 — 1,        | 986,879). | × 0.9    | 1,   | 905,610          |
| 水 |        | 產  |   | 業 |          |                |           |          | 4,   | 971,750          |
| 鑛 |        |    |   | 業 | (301 ×   | 1.58)          | < 506     |          |      | 240,856          |
| 建 | 設      |    | エ | 業 | (301 ×   | 0.75)          | · 8,602   | •        | 1,   | 944,052          |
| 製 | 造      |    | エ | 業 | (301 ×   | 1.09)          | 24,35     | 9        | 7,   | 989,752          |
| 商 |        |    |   | 業 |          |                | (301)     | (39,300) | (11, | 842,199)         |
|   |        |    |   | · | 卸        | 賈              | 1,101 ×   | 3,517    | 3,   | 8 <b>72,</b> 217 |
|   |        | •  | ٠ |   | 各種 物     | 品小實            | 244 ×     | 1,242    |      | 303,048          |
| × |        |    |   |   | 出        | 版              | 462 ×     | 200      |      | 92,400           |
|   |        |    |   |   | 小        | 蕒              | .244 ×    | 26,862   | 6,   | 554,328          |
|   |        |    |   |   | 露店商      | 有行商            | 132 ×     | 5,050    |      | 666,600          |
|   |        |    |   |   | 物品贾      | 買仲立            | 132 ×     | 1,800    |      | 237,600          |
|   |        |    |   |   | 倉        | 庫              | 319 ×     | 224      |      | 71,456           |
|   | •<br>: |    |   |   | 不動產      | 臣取 扱           | 110 ×     | 405      |      | 44,550           |
| 金 |        | 融  |   | 業 | (301 ×   | 0.64)          | < 523     |          |      | 100,939          |
| 運 | 輸      | 通  | 信 | 業 | (301 ×   | 0.36)          | < 6,241   |          |      | 674,028          |
| サ | _      | ٤  | ス | 業 |          | w <sup>d</sup> |           |          | (4,  | 912,822)         |
|   |        | ì. |   |   | 接        | 客              | 551 ×     | 4,937    | 2,   | 720,287          |
|   |        |    |   |   | 理髪理智     | 字及浴場           | 238 ×     | 3,512    |      | <b>835,85</b> 6  |

|        | 勞務供給周旋 177 × 65      | 11,505      |
|--------|----------------------|-------------|
| ·      | 娛 樂 興 行 1,549 × 690  | 1,068,810   |
|        | その他 121 × 2,284      | 276,364     |
| 自 由 業  |                      | (1,716,019) |
| -      | 醫療衛生 210 × 5,969     | 1,253,490   |
|        | 法 務 169 × 358        | 60,502      |
|        | その他 87 × 4,621       | 402,027     |
| その他の産業 | (301 × 0.48) × 1,791 | 257,904     |
| 內、職    | 54,409,210 × 0.005   | 272,046     |
| 計      |                      | 61,432,221  |

(註)「道民所得報告」中では、中途の計算において圓未滿を四捨五入した計數を 用いているが、ここでは、24年度の「第一次推計」書中のごとく、千圓未滿をす べて四捨五入して計算してある。

(第二十一表 A) 24年度勤勞所得

|              |         | 1 -     |            |               |
|--------------|---------|---------|------------|---------------|
|              | 一人當り額   | 人 員     | 所 得        | 總額            |
| 農業           | P4      | ٨       | <b>そ</b> 円 | 乎四<br>920,824 |
| 林    業       | 84,190  | 33,521  |            | 2,822,133     |
| 水 產 業        |         |         |            | 6,626,498     |
| (小 計)        |         |         |            | (10,369,455)  |
| , 男          | 149,234 | 75,538  | 11,272,838 |               |
| <b>鑛</b> 業 女 | 63,044  | 9,300   | 586,309    | 11,859,147    |
| 男 男          | 154,996 | 34,847  | 5,401,146  |               |
| 建設工業人女       | 66,344  | 1,746   | 115,837    | 5,516,983     |
| 男            | 119,228 | 101,353 | 12,084,115 |               |
| 製造工業女        | 51,034  | 29,107  | 1,485,447  | 13,569,562    |
| ガス業電氣業 ∫男    | 145,757 | 6,150   | 896,406    |               |
| 水 道 業 し女     | 72,159  | 625     | 45,099     | 941,505       |
| - 男          | 150,265 | 28,098  | 4,222,146  | · ·           |
| 商業女          | 72,449  | 11,585  | 839,322    | 5,061,468     |
| ,<br>。       | 220,890 | 7,872   | 1,738,846  |               |
| 金融業人女        | 84,041  | 4,762   | 400,203    | 2,139,049     |
|              | 147,355 | 98,145  | 14,462,156 |               |
| 運輸通信業女       | 114,351 | 9,350   | 1,069,182  | 15,531,338    |

勤勞所得と個人業主所の

| サービス業       |            | 91,836              | 17,951 |                             | 1,648,548    |
|-------------|------------|---------------------|--------|-----------------------------|--------------|
| خند مار واد | 51         | 86,937              | 26,530 | 2,306,439                   |              |
| 自由業         | ц          | 75,929              | 19,054 | 1,446,751                   | 3,753,190    |
|             | 1 >        |                     |        | 6 <b>,8</b> 61 <b>,33</b> 5 |              |
| 公務及團体       | <b>)</b> = | 86,937              | 19,421 | 1,688,403                   | 8,549,738    |
|             | <b>)</b> 水 |                     |        | 864,790                     |              |
| その他の産業      | 1~         | 112,334             | 10,525 | 1,182,315                   | 2,047,105    |
| (小 計)       |            |                     | . ]    |                             | (70,617,633) |
| 兼業          |            | 70,617,633 × 0.0023 |        |                             | 162,421      |
| 計           |            |                     |        |                             | 81,149,509   |

イ. 教育, ロ. 教育以外, ハ. 公務, ニ. 團体, ポ. 進駐軍關係,

へ. 進駐軍關係以外

(第二十一表 B) 24年度個人業主所得

(單位千圓)

|   |     |   | 計            | 算         | 方        | 法             | 所    | 得        |
|---|-----|---|--------------|-----------|----------|---------------|------|----------|
| 農 |     | 業 |              |           |          |               | 33,9 | 988,977  |
| 林 | •   | 業 | (7,435,      | 022 – 2,8 | 322,133) | × 0.58        | 2,6  | 575,476  |
| 水 | 產   | 業 | (11,059,     | 149 — 6,6 | 526,498) | × 0.95        | 4,2  | 211,018  |
| 鑛 |     | 業 | (307 ×       | 1.42) ×   | 542      |               |      | 236,312  |
| 建 | 設工  | 業 |              |           |          |               | (4,6 | 572,127  |
|   |     |   | <b>綜 合</b>   | 工事        | 556      | × 1,867       | 1,0  | )38,052  |
|   |     |   | 職別           | 工事        | 426      | × 8,059       | 3,4  | 433,134  |
|   |     |   | 設 備          | 工事        | · 377    | × <b>53</b> 3 |      | 200,941  |
| 製 | 造 工 | 業 |              | ~         |          | ;             | (6,6 | 575,689) |
|   |     | , | 金            | 屬         | 279      | × 1,249       |      | 348,471  |
|   |     |   | 機械           | 器具        | 313      | × 1,071       | 3    | 335,223  |
|   |     | ` | 化,           | 學         | 203      | × 892         |      | 181,076  |
|   |     |   | <b>窯業及</b> 土 | 上石採取      | 219      | × _ 178       |      | 38,982   |
|   |     |   | 紡            | 織         | 150      | × 2,855       |      | 428,250  |
|   |     |   | 製材及          | 木製品       | 429      | × 2,677       | 1,   | 148,433  |
|   |     |   | 食業           | 1 品       | 683      | × 4,461       | 3,0  | )46,863  |
|   |     |   | 印刷及          | く製本       | 289      | × 178         |      | 51,442   |
|   | re. |   | <b>2</b> 0   | 他         | 373      | × 1,249       |      | 465,877  |

| •      | ,                                 |             |  |
|--------|-----------------------------------|-------------|--|
|        | 修 理 208 × 3,034                   | 631,072     |  |
| 商      | (307) × 38,283                    | 11,738,133  |  |
| 金 融 :  | (307 × 0.81) × 510                | 126,990     |  |
| 運輸通信   | (307 × 0.50) × 6,447              | 992,838     |  |
| サービス   |                                   | (2,309,361) |  |
|        | 接 客 211 × 5,363                   | 1,131,593   |  |
|        | 理髮理容及浴場 167 × 3,815               | 637,105     |  |
|        | 勞務供給周旋 101 × 71                   | 7,171       |  |
|        | 物品預り 99 × 215                     | 21,285      |  |
| ,      | 娛 樂 興 行 224 × 750                 | 168,000     |  |
| ·      | 廣告宣傳 106 × 53                     | 5,618       |  |
|        | そ の 他 153 × 2,213                 | 338,589     |  |
| 自. 由 對 | $(307 \times 0.91) \times 17,051$ | 4,757,229   |  |
| その他の産業 | $(307 \times 0.73) \times 1,945$  | 435,680     |  |
| 內 . 耳  | 70,617,633 × 0.005                | 353,088     |  |
| 計      |                                   | 73,172,918  |  |

#### (第二十二表)

|         | 2 3 年                  | 度             | 2 4 年 度                |        |  |
|---------|------------------------|---------------|------------------------|--------|--|
|         | 所 得                    | 比 率           | 所 得                    | 比 率    |  |
| 勤 勞 所 得 | 百万円<br>62 <b>,</b> 884 | %<br>49.64    | 百万円<br>81 <b>,</b> 150 | 51.20  |  |
| 個人業主所得  | 61,432                 | 48.49         | 73,173                 | 46.17  |  |
| 個人賃貸料所得 | 691                    | 0 <b>.</b> 55 | 865                    | 0.55   |  |
| 個人利子所得  | 228                    | 0.18          | <b>29</b> 9            | 0.19   |  |
| 個人配當所得  | 140                    | 0.11          | 283                    | 0.18   |  |
| 法人留保所得  | 168                    | 0.13          | 1,473                  | 0.93   |  |
| 法 人 稅   | 1,071                  | 0.85          | 1,146                  | 0.72   |  |
| 官公企業所得  | 61<br>·                | 0.05          | 94                     | 0.06   |  |
| 總計      | 126,675                | 100.00        | 158,483                | 100.00 |  |

第二次推計と稱えてよいであろう。ここに第二次推計とは、いうまでもなく、やがてより進步した第三次推計にとつ たということが許されるとしたならば、第二十・二十一・二十二表に示される試算は、これを分配道民所得に關する ということになる。もとよりこの結果も、結局は多くの假定の上に積み重ねられた、 えないであろう。 くになり。 て代らるべきものという意味に外ならない。 の問題點を殘したままの計數であつて、その限りにおいては、必ずしも旣存の計數を補正すべき充分なる根據をもち 「報告書」の計數をそのまま用いて修正されたデータにつけ加え、それらの構成比率を計算すれば第二十二表のごと **쾋個人賃貸料所得・個人利子所得・個人配當所得・法人留保所得・法人稅及び官公 企 業 所 得について、すべて** 勤勞所得比率はなお依然として個人業主所得比率より上廻つてはいるが、その乖離は少なからずせばまる しかしながら、もしもわれわれの假定と計算とが、從來のものより僅かながら一步の前進を遂げ得 また既に述べてきたように多く (五一・九・一六)

附記)

ここに厚く感謝の意を表したい。 本稿執筆に際し、 北海道總合開發委員會事務局社會經濟班の諸氏に、 資料その他の点でいろ~~便宜を計つていただいた。

勤勞所得と個人業主所得

(96) —272—